

ける「外来語の表記」のよりどころとすべきことを、同日付けの内閣訓令第一号「『外来語の表記』の実施について」で定めた。

国語審議会答申『外来語の表記』は、同答申について、「現代の一般の社会生活における「外来語の表記」のよりどころを示したものである」、「学校教育においては、この趣旨を考慮して適切な取扱いをすることが望ましい。」と述べていた（前文の「その他」）。文部省では、「外来語の表記（案）」公表後の平成二年五月に「学校教育における外来語及び音訓の取扱いに関する調査研究協力者会議」（主査 斎賀秀夫）を設けてこのことを検討し、同会議の取りまとめに従い、内閣告示・内閣訓令と同じ平成三年六月二十八日、初等中等教育局長名で、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事などにあてて、「学校教育における外来語の取扱いについて（通知）」を発した。同通知は、高等学校の段階までに「『外来語の表記に用いる仮名と符号の表』」に示された仮名の読み書きができるよう指導することを基本とし、併せて日常使われる外来語の読み書きができるよう指導すること。」として、各学校段階における指導の指針と範囲とを示したものである。

第六章 新しい時代に応じた国語施策

——国語審議会から文化審議会国語分科会へ——

第一節 現代の国語をめぐる諸問題

——新しい時代に応じた国語施策への出発——

一 第一九期国語審議会の審議経過

第一九期国語審議会（平成三・九・一～五・八・三二）は、総会を八回、全員協議会を一回、運営委員会を六回、問題点整理委員会を二二回、合計二七回の会議を開いた。

今期、第一回総会において、時の井上裕文部大臣から審議すべき問題等についての説明があった。その一節に、

（前略）絶え間なく進展する現代の社会の中で、国語をめぐる様々な問題が論じられていることは、皆様御承知のとおりであります。言葉は人間を人間たらしめる基本的要素であり、また、一国の文化の礎をなすものであります。したがって、それぞれの時代の進展に応じて言葉に対する関心が高まることは大変好ましいことではありますが、同時に、言葉の乱れということがしばしば話題になり、また情報機器の発達や日本

第一節 現代の国語をめぐる諸問題——新しい時代に応じた国語施策への出発——

六六三

語の国際的な広がりに伴う新しい問題等も指摘されております。これらの問題に私どもは十分な注意と関心を持つ必要があると考えております。

今期の本審議会においては、このような現代の国語をめぐる様々な問題について改めてその所在を明らかにするとともに、今後適切な対応が望まれる問題にはどのようなものがあり、どのように対応していくのがよいか等のことについて、幅広く全体的な立場から御審議・御提言をいただくことをお願いしたいと存じます。

今後の御議論の進展に応じ、更に御議論を深めていただく必要があると思われる場合には、それらの特定の問題について改めて諮問を申し上げることも考えております。(以下略)

とある。

これに見るように、第一九期は国語の問題につき何を現下の問題として取り上げ審議すべきかについての問題点を洗い出すことにあつた。

この第一回総会において、会長に坂本朝一氏、副会長に沖原豊氏が互選により、その任に当たることとなつた。

また、会長からの提案で、今期の審議を円滑に進めるために、会長を補佐する運営委員会を設置することが提案され、異議なく了承された。運営委員会は、会長の指名により、浅野委員、江藤委員、大出委員、尾上委員、加藤委員、服部委員、林(大)委員、林(巨樹)委員の八名、それに会長と副会長との全一〇名により構成することとなつた。

この第一回総会(平成三・九・五)、第二回総会(平成三・一〇・二八)において、現代の国語をめぐる諸問題について

自由に意見が交換され、どのような問題があるかについて、各委員から意見が述べられた。

このような審議の経過を踏まえ、会長から問題点の整理をするための委員会を設置する旨の提案があり、その方向で進められることが了承された。

第三回総会(平成三・一二・五)において「問題点整理委員会」について(案)の説明があつた。

「1 総会からの委託により、総会における審議事項に関する問題点の整理等を行うために、「問題点整理委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に所属する委員(以下「所属委員」という。)は会長が指名する。

所属委員の互選により、委員会に主査及び副主査を置く。(以下「3」「7」は省略)。

その上で、会長から一〇名、指名があつた。その委員を次に挙げる。「浅野修委員、菅野謙委員、斎賀秀夫委員、寺島アキ子委員、野元菊雄委員、林大委員、林巨樹委員、水谷修委員、三次衛委員、村松剛委員」の各委員である。

なお、この第三回総会においても、現代の国語をめぐる諸問題について意見が交わされた。

問題点整理委員会は、第一回委員会(平成四・一・二八)において、主査に林(大)委員、副主査に水谷委員を選出した。ここで、第一回総会から第三回総会までに交わされた各委員の意見および書面で提出された意見に基づいて、主な問題となる項目にはどのようなものがあるかということについて検討した。第二回委員会(平成四・二・一四)、第三回委員会(平成四・二・二八)、第四回委員会(平成四・三・九)の議において、「現代国語をめぐる諸問題」について(問題点整理委員会報告)の案文をまとめた。

第四回総会では、右の報告を林主査が説明した。その後、質疑と意見交換を行い、更に問題点整理委員会で検

討を進め、今期審議会の中間的な審議経過報告として取りまとめ、公表するという方向が了承された。そこで、問題点整理委員会では、第五回委員会(平成四・四・二八)、第六回委員会(平成四・五・一九)、第七回委員会(平成四・六・二)と回を重ね、第五回総会に提出する「現代の国語をめぐる諸問題について(審議経過報告)(案)」の案文について検討した。

第五回総会(平成四・六・二八)では、問題点整理委員会の林主査から「現代の国語をめぐる諸問題について(審議経過報告)(案)」の説明があり、協議の後、総会として採択することに決定した。よって、案を消し、これを時の鳩山文部大臣への報告書として提出した。その後、この審議経過報告は公表された。

第六回総会(平成四・一〇・二)では、事務局から先の審議会経過報告の配布状況や新聞等における反響についてなどの説明があった。審議の後、当面、問題点整理委員会として、最終的な報告の取りまとめのための検討を行うこととした。

そこで、これらの経過に従い、問題点整理委員会は、第八回委員会(平成四・一一・一〇)、第九回委員会(平成四・一二・四)、第一〇回委員会(平成五・一・一九)と会議を重ね、総会で出された意見、公表された「審議会経過報告」に関して寄せられた意見等を参考に第一九期国語審議会としての最終的な報告のまとめに入った。

第七回総会(平成五・二・一八)では、問題点整理委員会の林主査から「現代の国語をめぐる諸問題について(報告)(素案)」の説明があり、質疑と意見交換を行った。その結果、これを基に「報告(案)」を作成することとなった。そこで、問題点整理委員会では、第一回委員会(平成五・四・九)において、総会での委員の意見、書面で提出された委員の意見等に基づいて、報告素案を修正し、案を作成した。

これを受け、全員協議会(平成五・五・一九)が開かれ、ここにおいて、現代の国語をめぐる諸問題について(報告)(案)を協議した。ここで出た意見による若干の修正を行った上で、文部大臣に提出する報告原案とすることなつた。

第八回総会(平成五・六・八)では、先の全員協議会で出た意見につき会長預かりとし、修正したところを説明し、了承を得た。ここに、報告が出来上がった。

直ちに、時の森山文部大臣あてに、「現代の国語をめぐる諸問題について(報告)」を提出した。

二 「現代の国語をめぐる諸問題について」(報告)の概要

第一九期国語審議会がまとめた「現代の国語をめぐる諸問題について(報告)」(平成五・六・八)の概要を記す。その目次を見ると、内容は次のような項目から成る(原文は横書き)。

はじめに

第1 基本的な認識

- 1 これまでの国語施策の経緯
- 2 国語施策の観点
- 3 社会状況の変化と国語

第2 現代の国語をめぐる諸問題

- 1 言葉遣いに関すること
- 2 情報化への対応に関すること

第一節 現代の国語をめぐる諸問題——新しい時代に応じた国語施策への出発——

- 3 国際化社会への対応に関する事
- 4 国語の教育・研究に関する事
- 5 表記に関する事

これの「はじめに」において、「平成3年9月に発足した第19期国語審議会は、現代の国語をめぐる様々な問題を見渡し、今後適切な対応が望まれる問題にはどのようなものがあるかについて、審議し、提言することを課題とした。」と述べている。この課題が右の目次のうちの「第2 現代の国語をめぐる諸問題」中に、1から5までに整理されて挙げられた。これらについては、後に述べることにする。

「第1 基本的な認識」中、「2 国語施策の観点」に「前略 従来の国語施策は主として表記に関する事項について立案、実施されてきたが、これからは、表記の問題だけでなく、話し言葉、敬語、共通語と方言のような言葉遣いに関する事、さらには、情報化への対応に関する事、国際社会への対応に関する事、国語の教育と研究に関する事、広い視野に立って国語の問題の全般を取り上げていくことが必要であろう。(以下略)」のように、問題点を整理している。これが「第2 現代の国語をめぐる諸問題」中の1から5までの項目立てとなっていることが分かる。

「3 社会状況の変化と国語」中には、「国語をめぐる現代の社会状況の変化は近年特に著しいものがある。いわゆる情報化、国際化の進展は人々の予想を超える速さで進んでいる。情報機器の発達と国際的な通信手段の拡大は言語生活にかつてなかったような新し面を開きつつある。」などと指摘し、コンピュータを駆使する組版方式から来る「多様な用途に応じた漢字の字種・字体の整備や情報処理上の互換性の確保等、新しい問題も生じている。」と続け、問題点を挙げている。また、「人間関係と言葉の在り方については、いわゆる言葉の乱れや敬

語の問題がしばしば論じられている。現代生活の急速な変化が新語、流行語、外来語、外国語、専門用語等の洪水をもたらすと同時に、世代間の言葉の差を広げている。」うんぬんと指摘している。なおまた、「我が国の国際的役割の増大や諸外国との国際交流の進展に伴い、諸外国の人々の日本語に対する関心が高まっており、内外における外国人の日本語学習者の数も急速に増加している。」ということから「日本語教育上の積極的な対策を講じるなど、日本語の国際的な広がりに対応するための努力が必要になっている。」などの指摘もある。その一方で、「日本語の中での外国語の過度の使用について何らかの歯止めが必要であるとする声も上がっている。」と指摘している。このような問題点を挙げることを通し、「平明、的確で、美しく、豊かな言葉を目指し、国語を愛護する精神を養うことが、今日ほど望まれるときはないと言ってよい。」などと、述べている。

「第2 現代の国語をめぐる諸問題」においては、「今後対応していく必要があるとして、また、将来的な検討課題として、比較的議論が集中した問題は次のとおりである。」として、先に目次で掲げた1から5までの各事項につき、詳述している。これらにつき、要約して挙げることにする。

1 言葉遣いに関する事

- (1) 適切な言葉遣い……いわゆる言葉の乱れやゆれの問題、発音上の諸問題等
- (2) 放送の媒体の言葉遣い……良い言語環境を用意すること。今後とも美しく豊かで魅力に富んだ言葉遣いへの配慮が望まれる。
- (3) 敬語……今日の現実に即した敬語の在り方について、話し言葉・書き言葉の両面から検討する必要がある。
- (4) 方言……共通語とともに方言も尊重すること

2 情報化への対応に関すること

- (1) 情報機器の発達とこれからの国語の能力の在り方……漢字を読む能力の伸長を図るために、振り仮名の活用等について社会一般の配慮が望まれる。
- (2) ワープロ等における漢字や辞書（ワープロソフト）の問題……ワープロ等に使われる漢字の字体に混乱が見られるので、整理・統一することを検討する必要がある。また、用途に応じた多様な辞書の研究開発を急ぐこと。

3 国際化社会への対応に関すること

- (1) 国際化社会における日本語の在り方……日本語の国際的な広がりへの対応、日本語による外国人との意思疎通の在り方等。また、外来語の増加や日本語の中で外国語の過度の問題。

- (2) 日本語教育の推進……指導内容、教材、指導方法等の研究開発、各種情報機器の活用、優れた指導者の養成等

- (3) 官公庁等の新奇な片仮名語の使用……官公庁等は、その公的、公共的性格から言って、平明で的確な国語の使用に努めるべきである。

4 国語の教育・研究に関すること

- (1) 国語教育の重要性……国語教育の重要性について教育関係者をはじめ国民全体が認識を深める必要性がある。

- (2) 思考力・表現力の涵養と音声言語の重視……社会生活のあらゆる機会を通じて、自分としてのものの見方や考え方ができるような能力や態度を培うとともに、話すことや聞くことの教育を一層充実させ

せるべきである。音読や朗読、話し言葉の指導方法の工夫。

- (3) 国語研究の振興……国立国語研究所の整備・充実。

- (4) 国語の大辞典の編集……現在、国立国語研究所で編集の整備作業を行っている。この事業を更に積極的に進めるべきである。

5 表記に関すること

- (1) 目安・よりどころの趣旨と個人の表記……「常用漢字表」等、表記に関する目安・よりどころの趣旨が生かされるような柔軟な取扱いをすることが望まれる。

- (2) 交ぜ書き……交ぜ書きは読みにくかったり語の意味を把握しにくい場合もある。言い換えの工夫や振り仮名を用いるなどの配慮をする。

- (3) その他……縦書き・横書きなどの文章形式に関する問題、句読法、ローマ字のつづり方、ローマ字による姓名の書き方、辞書の見出しなどの語の配列順、漢字の配列順等。

以上のようなことが取りまとめられている。これらについては、次期以降の国語審議会です更に検討されることとなる。

第二節 第二〇期国語審議会から第二二期国語審議会に至る概要 及び諮問

一 第二〇期国語審議会に対する、文部大臣の「諮問」について

先に見たように第一九期国語審議会は、国語審議会発足（昭和二四・六・一、改組）以来、主要な幾つかの問題のうち、漢字問題等の表記にかかわる施策で顕著な成果を上げてきたのを受け、新たに国語施策として検討すべき様々な問題があることについてまとめ、「現代の国語をめぐる諸問題について（報告）」を文部大臣に報告した。

第二〇期国語審議会の第一回総会（平成五・一一・二四）において、文部大臣は、今期は更にその報告の掲げた国語の諸問題についての本格的な審議が開始されるようにと、諮問を行う旨が述べられた。

これ以後、第二二期に至る三期の国語審議会は、鋭意、現代の国語をめぐる諸問題について検討した。そして、第二二期国語審議会は最終総会（平成二二・一一・二八）において、現代の国語をめぐる諸問題のうち、「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語の在り方」について、時の町村文部大臣に答申した。

そこで、諮問につき取り上げた上で、答申に至る経緯につき概要を述べる。

第二〇期国語審議会の第一回総会（平成五・一一・二四）において、時の赤松文部大臣から「新しい時代に応じた国語施策について」が、国語審議会に諮問された。その理由は、次のとおりである。

（理由）

国語は一国の文化の基礎を成すとともに、文化の伝承や創造に密接にかかわるものである。近年、国語をめぐる社会状況の変化、特にいわゆる情報化、国際化の進展は著しいものがある。また、現代生活の急速な変化は人々の価値観の多様性や世代間の意識の差をもたらしている。

従来の国語施策は主として表記に関することを取り扱ってきたが、今後は二一世紀を展望しつつ、新しい時代に応じ得るよう、広い視野に立つて国語の問題全般を取り上げていくことが期待されている。このため、言葉遣いに関する事、国際社会への対応に関する事、国語の教育・研究に関する事などについて、逐次検討する必要がある。

これを見ると、国語の問題全般を取り上げることを期待しつつ、次の問題を特に検討する必要があるとしてい
る。すなわち、

言葉遣いに関する事

情報化への対応に関する事

国際社会への対応に関する事

国語の教育・研究に関する事

表記に関する事など

のようになる。

諮問のうちに掲げられた、このような諸問題のうち、第二二期国語審議会で答申されたものにつき、取り急ぎ、挙げておく。「言葉遣いに関する事」は、答申「現代社会における敬意表現」であり、「情報化への対応に

関すること」は、答申「表外漢字字体表」であり、「国際社会への対応について」は、答申「国際社会に対応する日本語の在り方」である。このうち、答申「表外漢字字体表」は諮問での事項のうちの「表記に関すること」とも関係あるものである。

なお、諮問のうちの「国語の教育・研究に関すること」については、直接、答申するに至っていない（この事項に関しては、二二世紀に入って文化審議会が組織された時の、時の文部科学大臣からの諮問「これからの時代に求められる国語力について」が、実質的に問題を引き継いでいると、考えられよう）。

二 第二〇期国語審議会から第二二期国語審議会に至る概要

1 第二〇期国語審議会の概要

第二〇期国語審議会（平成五・一一・二二～七・一一・二二）は、総会を九回、運営委員会を三回、第一委員会を一回、第二委員会を二三回、そして第一・第二合同委員会を一回、合計三七回の会議を開いた。

今期の第一回総会で、先の第一九期国語審議会のまとめた報告の掲げた国語の諸問題についての本格的な審議が開始されるように、時の赤松文部大臣から諮問があった。このことは、先に詳述した。この第一回総会で会長に坂本朝一委員、副会長に沖原豊委員が就任した。また、運営委員会を設けることとし、その所属委員八名を指名し、これに会長、副会長が加わることにした。

第三回総会で、「言葉遣いに関すること」を主として扱う第一委員会と、「情報化への対応に関すること及び国際化への対応に関すること」を主として扱う第二委員会とを設けることとなった。第一委員会に所属する委員一

二名と第二委員会に所属する委員一四名が指名された。第四回総会において、第一委員会の主査に野元委員、第二委員会の主査に水谷委員が就任したこと等が報告された。また、第五回総会では、第二委員会内に、字体に関するワーキンググループが設けられた旨、報告された。

今期の審議の結果は、第九回総会において「新しい時代に応じた国語施策について（審議会経過報告）」として、まとめられ、会長から文部大臣あてに提出された。

以下、この報告の概略につき、まず目次を記す。

「新しい時代に応じた国語施策について（審議会経過報告）」

目次

はじめに

I 言葉遣いに関すること

1 基本的な認識

(1) 平明、的確で、美しく、豊かな言葉の重要性

(2) 言葉遣いの標準の在り方

2 言語環境の重要性

(1) 言語環境の整備

(2) 方言の尊重

3 敬語の問題

(1) 現代の敬語

第二節 第二〇期国語審議会から第二二期国語審議会に至る概要及び諮問

- (2) 国語審議会における敬語の取り上げ方
- (3) 敬語の理念及び日本語教育における敬語の扱い

4 その他

- (1) 語彙・語法等の問題
- (2) 発音アクセントの問題

II 情報化への対応に関する事

1 基本的な認識

2 情報機器の発達とこれからの国語施策の在り方

- (1) 情報機器の発達と国語の能力

- (2) 交ぜ書きの問題

3 ワープロ等における漢字の字体の問題

- (1) 混乱の現状

- (2) 字体の問題についての考え方

- (3) 表外字の字体の問題の現状

III 国際社会への対応に関する事

1 基本的な認識

- (1) 国際化と言語の問題

- (2) 日本人の言語意識

2 日本人の言語運用能力の在り方

3 日本人の国際的な広がりへの対応

- (1) 日本語の国際的な広がりについての考え方

- (2) 日本語の国際的な広がりを支援するための方策

3 その他

- (1) 外来語の増加や日本語の中での外国語の過度の使用の問題

- (2) 姓名のローマ字表記の問題

以上のようになっている。

これは、諮問に対する第二〇期国語審議会としての「審議経過報告」であり、審議は更に次期以降にも続けられることとなった。

この報告中から一、二、取り上げる。まず「言葉遣いに関する事」中、敬語については「3 敬語の問題」中「(1) 現代の敬語」で、

現代の敬語については、次のような特徴が指摘されている。

① 表現形式の簡素化

立場等の上下に応じて複雑に使い分けられていた多くの表現形式のうち、一般的にはより簡素で単純な形が用いられるようになった。

② 親疎の関係の重視

様々な上下関係による敬語の使い分けが弱まり、代わって相互の親疎の関係に基づいた敬語使用(部

外者や初対面の人に対しては、もちろん、年齢や社会的な立場からくる上下関係に伴った敬語使用も依然として存在している。

③ 聞き手への配慮が中心

話題に登場する人物より、聞き手への配慮が敬語表現の中心になる。

④ 場面に応じた対人関係調整のための敬語

例えば、商業関係の分野において、顧客に対する売り手の敬語使用が極めて丁寧なものとなる類である。このような場合には本来の「尊敬」や「謙讓」の念が必ずしも十分に伴わない場合もあり得る。

のように述べている。敬語に関しては、実に様々な指摘がなされており、これらは次期以降の審議にゆだねられた。

なお「4 その他」中の「(1) 語彙・語法等の問題」「ア いわゆる「ら抜き言葉」については、「国語審議会としては、本来の言い方や変化の事実を示し、共通語においては改まった場での「ら抜き言葉」の使用は現時点では認知しかねるとすべきであろう。」などと、このことにつき、一つの見解を表明している。

次に「II 情報化への対応に関すること」においては、特に「3 ワープロ等における漢字の字体の問題」につき、綿密に調査、検討している。これの「(2) 字体の問題についての考え方」中に「今回の課題は、「ワープロ等における漢字の字体の問題」の現状を明らかにし、その対応策について検討することであったが、その前提として、ワープロ等に搭載されているJISの第1水準、第2水準と「常用漢字表」とはまったく性格が異なる漢字表であるという理解が必要であると考える。すなわち、固有名詞を対象とせず、また各種専門分野や個人を表記にまで及ぼそうとするものではない「常用漢字表」の性格と、逆に、そこをも対象とした情報交換のため

に作られているJIS漢字表の性格との違いを十分認識しておくべきである。」とある。つまり、国語審議会として常用漢字表の表外漢字に及んで漢字の字体を検討することとなる。表外漢字のうちには、人名漢字もある。

また、新聞、雑誌、辞書、教科書などでの表外漢字の字体についても広く調査する必要もある。ワープロ等における表外漢字の字体の現状を踏まえながら、各方面で惹起される問題を配慮することとなる。今期は、そうした広い視野に立ち、取り落としのないようにしながら調査、研究する必要があることを指摘した。

また、「国際社会への対応に関すること」においては、「3 日本語の国際的な広がりへの対応」中の「(2) 日本語の国際的な広がり支援するための方策」において、その重要な視点として、「日本語教育の推進」および「海外における日本語使用の支援の問題」を挙げている。そのうち、前者では「今後、次の点に重点を置いた日本語教育の施策を推進すべきである。」として、「①日本語教育関連機関相互の連携促進と長期的・総合的な施策の推進」「②日本語教育に対する国民の理解の促進」「③地域における日本語教育の推進」「④日本語教育を推進するための支援ネットワークの構築」「⑤高度情報化に対応した日本語教育の推進」「⑥その他、指導内容や指導方法、教材等の研究開発、外国人のための日本語辞典(母語別)の作成の支援、優れた指導者の養成等を積極的に推進すべきである。」などと述べられている。

なお、「4 その他」の「(2) 姓名のローマ字表記の問題」では、「今期の国語審議会の論議においては、「姓名」の順が望ましいという意見が多かった。」と記すにとどめている。

2 第二二期国語審議会の概要

第二二期国語審議会（平成八・七・四〜一〇・七・三）は、総会を九回、運営委員会を二回、第1委員会を一五回、第2委員会を一八回、第1・第2合同委員会を一回、開いた。また、第1委員会内に設けられた敬語小委員会を五回、第2委員会に設けられた字体小委員会を一六回、開いた。これらを併せ、合計六六回の会議を開いている。

今期も前期に引き続き、諮問「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」を審議し、審議経過報告をまとめ、時の文部大臣に提出している。

第一回総会では、時の奥田文部大臣から前期の報告の掲げた事項のうち、特に敬語を含む言葉遣いの問題及びワープロ等における表外漢字の字体の問題について更に審議してほしいという要望があった。そして、会長に清水司委員、副会長に江藤淳委員が就任した。また、運営委員会を設けることとし、会長・副会長のほかに、会長から八名の委員が指名された。

第二回総会では、特に敬語を含む言葉遣いの問題について検討する第1委員会、ワープロ等における表外漢字の字体の問題について検討する第2委員会を設けることとした。これらに所属する委員は、希望を基に会長が指名する運びとなった。第三回総会で指名があった。第1委員会の主査は北原保雄委員、副主査は徳川宗賢委員、この兩名を含めて一三名が所属した。第2委員会の主査は水谷修委員、副主査は小林一仁委員、この兩名を含めて一三名が所属した。また、第1委員会の検討を円滑に進めるために設けられた敬語小委員会では、「敬語」の定義を検討する中で、狭い意味の敬語を含めた敬意にかかわる言語表現を「敬意表現」ととらえることなどに出した。

き、意見を交換し、現代の言葉遣いの在り方につき検討を行った。第2委員会の検討を円滑に進めるために設けられた字体小委員会では、検討用に作成した「漢字出現頻度数調査」を元に詳細な検討を行った。このことにおいて、表外漢字のうち検討対象とする字種は、大枠として凸版印刷調査の三二〇〇位以内を基本とすることの妥当性、本表は字体に問題のある字種のみ、別表は全対象漢字を掲げるなど、表外漢字にだけ適用されるデザイン差の具体的な例、許容字体選定の方針などについて検討を進めた。

今期最終となった第九回総会（平成一〇・六・二四）では、審議経過報告（案）につき審議し、これを採択することとで一決した。直ちに会長から時の文部大臣に「新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）」を提出した。

この審議経過報告の目次を、次に掲げる。

「新しい時代に応じた国語施策について（審議経過報告）」

目次

はじめに

第1 現代における敬意表現の在り方

I コミュニケーションと言葉遣い

1 現代の社会状況と言葉遣い

2 様々な人間関係と言葉遣い

(1) 都市化の進展と言葉遣い

(2) 性差と言葉遣い

第二節 第二〇期国語審議会から第二二期国語審議会に至る概要及び諮問

- (3) 世代差と言葉遣い
- (4) 情報機器の発達と言葉遣い
- (5) 商業場面における言葉遣い
- (6) マスコミュニケーションと言葉遣い
- (7) 外国人との意思疎通と言葉遣い

II 敬意表現の在り方

1 敬意表現と敬語

- (1) 敬意表現の概要
- (2) 敬意表現における敬語
- (3) 様々な配慮と敬意表現

2 敬意表現の理念と標準の在り方

付1 敬意表現の教育

- (1) 学校等における敬意表現の教育
- (2) 日本語教育における敬意表現の教育

付2 多様な敬意表現の例

- (1) 「貸してください」の様々な言い方
- (2) 様々な配慮と敬意表現の例

第2 表外漢字字体表試案

I 字体表の前文

1 表外漢字の字体問題に関する基本的な認識

- (1) 従来の漢字施策と表外漢字字体表作成の経緯
- (2) 常用漢字表の意義と表外漢字の位置付け

2 表外漢字字体表の性格

- (1) 適用範囲等

- (2) 表外漢字字体表が示す字体の範囲

- (3) 表外漢字字体表における字体の示し方

3 字体・書体・字形にかかわる問題

- (1) 字体・書体・字形についての考え方
- (2) 「字体の違い」と「デザインの違い」との関係

4 その他の関連事項

- (1) 学校教育との関係
- (2) 情報機器との関係
- (3) 各種の基準等

II 本表

III 参考

1 検討対象の表外漢字一覧

第二節 第二〇期国語審議会から第二三期国語審議会に至る概要及び諮問

2 表外漢字における字体の違いとデザインの違い

3 人名漢字の字体一覧

右に見るように内容が整理されている。

「第1 現代における敬意表現の在り方」においては、冒頭に次のように述べている。

今、「敬語を中心とする言葉遣い」という問題を検討するのは、それが現代のコミュニケーションを円滑にする上で非常に重要な事柄であるからである。

従来主として扱われてきた敬語（狭い意味の敬語。以下「敬語」という。）は、いわゆる尊敬語、謙讓語、丁寧語などであるが、これらを正しく使えばコミュニケーションが円滑に進むというものではない。そもそも敬語を正しく使うためには、語形の適否の問題とともに、いつ、どんな場面であれに対して使うのかという運用面での適切さが重要である。しかも、現実のコミュニケーションにおいては、敬語のほかにも相手や場面に応じた様々な配慮の表現が使われており、これらが敬語を含みつつ、全体で敬意の表現（以下「敬意表現」という。）になっていると考えられる。すなわち、コミュニケーションを円滑にするという目的のためには、狭い意味の敬語だけでなく、敬意表現という大きなとらえ方をする必要がある。（後略）

このようなとらえ方で、現代における敬意表現の在り方について述べている。このうち「II 敬意表現の在り方」「1 敬意表現と敬語」中の「(3)」を次に引用する。

(3) 様々な配慮と敬意表現

適切な敬意表現によつて様々な配慮を表すことは日本の文化に根ざした慣用となっている。高めたい相手に対する場合や改まった場面ではこれらの敬意表現には敬語が使われる（例えば「お忙しいとは存じます

が」など）。一方、敬語を使わないことで相手との距離が小さくなり、また打ち解けた雰囲気醸成されて親しみや仲間意識を生じ、人間関係が円滑になる場合もある。ただし、相手との関係や相手の気持ちのとらえ方を誤ると、親しみを込めたつもりが、なれなれしく不愉快だと受け取られることになる。（以下略）

このようにコミュニケーションの様々な場面、相手との関係を配慮しながら、言葉遣いの在り方を検討している。「付2 多様な敬意表現の例」では、「貸してください」の様々な言い方の例が挙げられている。

次に、「第2 表外漢字字体表試案」は前期での詳細な検討を引き継ぎ、「常用漢字表」（昭和五六、内閣告示・訓令の表外漢字の字体問題につき検討した。これの冒頭に基本方針を述べている。これを引用する。

現実の文字の使用状況について分析・整理し、表外漢字の字体問題に関する基本的な考え方を提示するとともに、併せて印刷標準字体を示す。

とある。表外漢字の字体問題は、ワープロ等の急速な普及により、表外漢字が簡単に打ち出せて使用することができるようになったことにある。その際、昭和五八年のJIS規格の改正による字体の変遷が絡んだためである。具体的には、例えば表外漢字のうちの一文字「鷗」は、略体「鷗」しか打ち出せないというようなことから、いわゆる康熙字典典体「鷗」を打ち出したユーザーの不満を解決するという事情も絡んでいる。また、今回、試案としてまとめた「表外漢字字体表」は、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において、表外漢字を使用する場合の字体のよりどころ」を示そうとするものでもある。

そこで、明治以来の伝統的な印刷文字字体（康熙字典に掲げる字体そのものではないが、康熙字典を典拠として作られてきた明治以来の活字字体。いわゆる康熙字典体。）を印刷標準字体として位置付け、略字体等については使用習慣・使用頻度を勘案して許容する字体（これを「簡易慣用字体」という。）として選定した。これらのこと

は、前期に引き続き、検討してきたことである。

また、「字体・書体・字形」についての用語の概念については、当用漢字表制定以来、考えられてきた考え方を踏まえた。「字体とは文字の骨組みである」という考え方を踏襲し、「書体とは、この文字の具体化に際し、視覚的な特徴となつて現れる一定のスタイルの体系をいう」ものとの考え方を踏襲している。例えば、活字ならば、明朝体の活字書体などである。

また、「字体の違い」と「デザインの違い」との関係についても明示した。文字の形に関することであるから、具体的な文字を例に挙げるべきであるが、ここでは概説的に主旨を述べる。表外漢字字体表においても、常用漢字表に示されている文字の形に関する考え方は基本的に踏襲することとしている。ただし、表外漢字だけに適用する「デザイン差該当項目」を新たに立てることが、現実的な対応として望ましいものがある。それらについては、きちんと明確に表にし、誤解を生まないように処理をしている。

「Ⅱ 本表」には、検討対象とした表外漢字九七八字のうち、字体・字形上に問題があると判断した二一五字を選び出して、問題点ごとに分類して示してある。問題点とは「しんにゅう」「しめすへん」「しょくへん」「画の長短・接触」「点画の簡易化」「点画の増減」「点画の方向」「その他」である。

「Ⅲ 参考」の「1 検討対象の表外漢字一覧」には検討対象漢字九七八字を字音により五〇音順に並べてある。また「2 表外漢字における字体の違いとデザインの違い」を分類・整理し、一覧できるようにした。なお「3 人名用漢字の字体一覧(制定年別)」も表として掲げられている。

第二〇期国語審議会に、時の文部大臣から出された「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」(平成五・一一・二四、諮問)に対し、第二〇期及び第二二期はいずれも慎重に審議し、それぞれに「審議経過報告」をまとめ、更に審議し続ける必要があるとして、次期にゆだねた。

3 第二二期国語審議会の概要及び答申

第二二期国語審議会(平成二〇・一一・一八、一一・二二・一七)は、総会を九回、第1委員会を一五回、第2委員会を一四回、第3委員会を一四回、敬語小委員会を二一回、字体小委員会を一五回、第1・第2・第3合同委員会一回、計八九回の会議を開いて検討を行い、慎重な審議を重ねた。そして、最終総会となった第九回総会(平成二二・一一・二八)において、時の文部大臣に対し、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」、「国際社会に対応する日本語の在り方」の三本の答申を提出した。

第1回総会において、今期は第二〇期・第二一期と二期にわたって検討してきた敬語を含む言葉遣いの問題、ワープロ等における表外漢字の字体の問題及び日本語の国際化をめぐる諸問題につき、審議を続けることとなった。そして、会長に清水司委員、副会長に西尾珪子委員が互選された。また、議事において原則として委員全員が、第1、第2、第3のいずれか希望する委員会に所属することが提案され、了承された。なお、第1委員会は敬語を含む言葉の問題を扱う、第2委員会はワープロ等における表外漢字の字体の問題を扱う、そして第3委員会は日本語の国際化をめぐる諸問題を扱うこととした。

各委員会は、それぞれの第1回委員会において互選により主査等を選出した。第1委員会は徳川宗賢委員を主査に選出したが、任期中中に急逝のため、以後、井手祥子委員が主査の任に当たった。第2委員会は樺島忠夫委員を主査に、小林一仁委員を副主査に選出した。第3委員会は水谷修委員を主査に選出した。

総会では毎回、第1、第2、第3の各委員会で検討している問題につき取り上げ、審議した。第八回総会(平

成三・九・八の議を経て、各委員会は試案を取りまとめ、九月下旬から一月初旬にかけてパブリックコメントを実施する運びとなった。その後、パブリックコメントの実施状況がまとまり、各委員会ですれに基づく意見交換を行い若干の修正を施した。この後、第1、第2、第3合同委員会において、答申案原案をそれぞれに検討した上で、次回総会に提出することが了承された。

第九回総会（平成二二・二二・八）において、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」、「国際社会に対応する日本語の在り方」につき可決し、それらを直ちに時の町村文部大臣に答申した。

第三節 第二二期国語審議会、答申の概要等

一 文部大臣の諮問に対する国語審議会の答申

第一九期国語審議会（平成三・九・一―五・八・三）において「現代の国語をめぐる諸問題について」を審議し、その結果を取りまとめ、時の文部大臣に報告した。これは、いわば問題提起である。

第二〇期国語審議会（平成五・一・二二―七・二二・二）の第一回総会において、時の赤松文部大臣から「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」、理由を添えて諮問があった。その理由中に「言葉遣いに関する」と、情報化への対応に関する事、国際社会への対応に関する事、国語の教育・研究に関する事、さらには、引き続き表記に関する事などについて、逐次検討する必要がある」とあった。これらの諸問題は、先の第一九期の問題提起を受けたものである。そして、第二〇期、第二二期、第二三期にわたり審議を続け、

諮問に掲げられた諸問題のうちの「言葉遣いに関する事、情報化への対応に関する事、国際社会への対応に関する事」の三問題につき答申する運びとなった。

以下、「言葉遣いに関する事」についての答申「現代社会における敬意表現」、「情報化への対応に関する事」とについての答申「表外漢字字体表」、「国際社会への対応に関する事」についての答申「国際社会に対応する日本語の在り方」、それぞれにつき取り上げる。

二 「現代社会における敬意表現」（国語審議会答申 平成二二年二月八日）

まず、全体を掌握するために、目次を掲げる。

目次

〔はじめに〕

I 言葉遣いに関する基本的な認識

II 現代社会の言葉遣いをめぐる課題

- 1 都市化の進展と言葉遣い
- 2 世代差と言葉遣い
- 3 性差と言葉遣い
- 4 情報機器の発達と言葉遣い
- 5 商業場面における言葉遣い

第三節 第二二期国語審議会、答申の概要等

- 6 マスコミュニケーションにおける言葉遣い
- 7 外国人との意思疎通における言葉遣い

Ⅲ 言葉遣いの中の敬意表現

- 1 円滑なコミュニケーションと敬意表現
- 2 敬意表現の概念

- (1) 敬意表現とは
- (2) 敬語と敬意表現
- (3) 敬意表現の実際

Ⅳ 敬意表現についての留意点

- 1 あいさつや前置きの中の敬意表現
 - 2 人格や人間関係を表す言葉遣い
 - 3 相手や場面にふさわしくない過剰な敬意表現
 - 4 地域の言葉に根ざした敬意表現
 - 5 仲間内の言葉と敬意表現の関係
 - 6 新しい情報通信手段における言葉遣いと敬意表現
 - 7 外国人との意思疎通と敬意表現
 - 8 敬意表現の習得の場
- (1) 家庭・社会

- (2) マスメディア等
- (3) 学校教育
- (4) 外国人に対する日本語教育

この目次に従い、大事などところを取り上げる。まず、「はじめに」から一部、引用する。
〔はじめに〕

国語審議会は現代社会の言葉遣いの在り方を考える上で重要な概念として「敬意表現」を提唱する。

敬意表現とは、コミュニケーションにおいて、相互尊重の精神に基づき、相手や場面に配慮して使い分けられている言葉遣いを意味する。それらは話し手が相手の人格や立場を尊重し、敬語や敬語以外の様々な表現から適切なものを自己表現として選択するものである。

…中略…

国語審議会はこれまでの審議の中で、現代社会における言葉遣いの多様な様相を把握しつつ、言葉遣いのあるべき姿についての見解を示すことが重要であろうとの判断に至った。具体的には、現代社会における言葉遣いの核を成すものは、コミュニケーションを円滑にする言葉遣いとしての「敬意表現」であるとの認識に立ち、敬意表現を中心として、言葉遣いの在り方についてまとめたものである。

と述べている。ここに基本となる考え方を認めることができる。

「Ⅰ 言葉遣いに関する基本的な認識」においては、「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、これを言葉遣い全体の理想的な姿としてきた。」とし、現在、「いわゆる「言葉の乱れ」の中で具体的な問題として特に挙げられるのは、若者言葉、敬語などの言葉遣いにかかわるものである。これらが相手や場面にふさ

わしくない形で使われた場合は、円滑なコミュニケーションばかりか人間関係の障害にさえつながらなければい。」と指摘している。「また、適正な言葉遣いを考えるその基盤には、国語を愛し、大切にす精神がなければならぬ。このことは、我々一人一人が言葉に関心を持ち、毎日の言葉遣いを大切にし、言語生活を充実させていくことにはかならない。」とも指摘している。なお、「言語生活を充実するには、一人一人の取り巻く言語環境を整えることも一方で重要である。…中略…特に子供たちにとって、学校、家庭、地域社会、マスメディア等の言語環境が及ぼす影響は大きいと思われる。」として、今後、学校教育や家庭などでの取組が必要であると述べている。

「Ⅱ 現代社会の言葉遣いをめぐる課題」では、都市化、国際化、情報化、少子高齢化などの社会変化が人々の言語生活や言葉遣いにも影響を与えているという見方に立ち、「例えば、都市化、国際化に伴って増加した見知らぬ人や外国人との意思疎通、少子高齢化に伴って変容した異なる世代との意思疎通などにおいて、コミュニケーションを困難にする状況が生じている。」としている。この課題につき、相手や場面に応じて敬意表現を適切に運用するように工夫することが重要であるとしている。

「Ⅲ 言葉遣いの中の敬意表現」は、本答申の中核を成す。この「Ⅰ 円滑なコミュニケーションと敬意表現」では、コミュニケーションを円滑に行うことにより、社会の中で自分を生かし、安定した社会生活を送ることが可能となることを述べ、改めて「² 敬意表現の概念」の「(1) 敬意表現とは」において、「敬意表現」を定義している。これの一部を引用する。

敬意表現とは、コミュニケーションにおいて、相互尊重の精神に基づき、相手や場面に配慮して使い分けられている言葉遣いを意味する。それらは話し手が相手の人格や立場を尊重し、敬語や敬語以外の様々な表現か

らその時々によさわしいものを自己表現として選択するものである。

また、「(2) 敬語と敬意表現」中では、敬意表現の具体例を挙げて説明している。

敬意表現とは次のようなものを言う。例えば、本を借りたいとき、親しい人に対しては「その本、貸してくれないか」とか「この本、貸してほしいんだけど」などの言い方ができる。これらの言い方は敬語は使っていないが、前者は「〜てくれる」という恩恵を示す言葉、「〜ない」という否定形と語尾を上げること、また、後者は「〜してほしいんだけど」と最後まで言い切らない言い方を使うことで相手への配慮を表している。一方、相手が親しくない人の場合には、「御本を貸していただけませんか」「御本をお借りしてもよろしいでしょうか」などの言い方をするであろう。両方の言い方とも相手の本なので「御(ご)」を付け、「〜ていただく」や「ます」という敬語や、「お〜する」や「です」という敬語を使っている。さらに、前者では「〜ませんか」と否定の質問の形、後者では「よろしいでしょうか」という許可を求める質問の形をとっているが、このように敬語だけでなく、様々な言い方を用いて相手への配慮を示すことができる。などと説明している。

「(3) 敬意表現の実際」では「敬意表現は様々な配慮に基づいて選ばれる表現であり、それらはコミュニケーションを円滑にする種々の働きをしている。」と述べた上で、次のように整理している。その項目を挙げる。

ア 敬意表現にかかわる配慮

① 人間関係に対する配慮

「同じ立場の相手に対する配慮」

「異なる立場の相手に対する配慮」

「親しい相手か否かによる配慮」

- ② 場面に對する配慮
- ③ 伝える内容に對する配慮
- ④ 相手の気持ちや状況に對する配慮
- ⑤ 自分らしさを表すための配慮

イ 敬意表現の働き

このうちの「ア」④ 相手の気持ちや状況に對する配慮」の中には、次のような説明がなされている。「ピルの玄関で、重いドアを引き開けて中に入ろうとしたところに、後ろから大きな荷物を持った人が来たため、その人に道を譲る場面を考えてみる。「押さえていてあげますよ」と言うと、恩恵を押し付けられたように感じさせることもあるが、「押さえていますから」どうぞお先に／どうぞお通り下さい」のように言えば、相手の気持ちを軽くする言葉遣いとなる。また、優しい声で「どうぞ」と言えば、それだけでも優しい思いやりが伝わる。」などがある。

「IV 敬意表現の留意点」は、二つに分けて説明している。すなわち、「基本的な留意点」と「具体的な留意点」とである。

「基本的な留意点」においては、「(前略)我々は社会の一員として一人一人が人格を形成し、より良い人間関係を築くことが求められている。そのためには、相手や場面にふさわしい言葉遣いとして、敬意表現の運用能力を身に付け、それを適切に用いていくことが大切である。(後略)」と述べている。

「具体的な留意点」中では、「1 あいさつや前置きの中の敬意表現」中に、

日本語の表現には、例えばあいさつや前置きを中心にして、定型的な言い回しによって相手や場面に對する配慮を表す表現が数多く存在する。例えば、「こんにちは」「お先に失礼します」などのあいさつ表現、「恐れ入りますが」「ちょっとお尋ねしますが」「夜分すみません。〇〇ですが」などの前置き表現である。これらは、その都度の言語場面の個別的な事情や状況に直接左右されることなく、共通する場面で適切に用いることによって、相手や場面への配慮を効果的に表現し得るものである。これらは、言語生活の上で敬意表現として有用で不可欠な役割を果たしていると認識されている。(後略)

また、「3 相手や場面にふさわしくない過剰な敬意表現」では、例えば「おいでになりました。」などのいわゆる過剰敬語などは、相手を不愉快にさせる場合もあるので避ける配慮が必要である。「このことは、商業やサービスの場面などで用いられる、いわゆる商業敬語において、しばしば指摘される問題点でもある。」と指摘している。

このように、現代社会の言葉遣いの在り方を考える上で、「敬意表現」という一つ概念を提唱し、コミュニケーションが相互に円滑になるような言葉遣いにつき、様々な具体的な事例を挙げていく。これは、国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望むゆえに、分かりやすくきめ細かく述べているものである。

三 「表外漢字字体表」(国語審議会答申 平成二二年二月八日)

まず、全体を掌握するために、目次を掲げる。

第三節 第二二期国語審議会、答申の概要等

目次

〔はじめに〕

I 前文

- 1 表外漢字の字体に関する基本的な認識
- (1) 従来の漢字施策と表外漢字の字体問題
- (2) 表外漢字字体表作成に当たつての基本的な考え方
- (3) 常用漢字表の意義と表外漢字字体表の位置付け
- 2 表外漢字字体表の性格
- (1) 表外漢字字体表の作成目的及び適用範囲
- (2) 対象とする表外漢字の選定について
- (3) 表外漢字字体表における字体の示し方
- 3 字体・書体・字形にかかわる問題とその基本的な考え方
- (1) 字体・書体・字形について
- (2) 「字体の違い」と「デザインの違い」との関係
- (3) 印刷文字形（明朝体字形）と筆写の楷書字形との関係
- 4 その他関連事項
- (1) 学校教育との関係
- (2) 情報機器との関係

(3) 各種の基準等

付 表外漢字字体表に掲げた漢字（字体表漢字）の選定方法について

付 印刷標準字体及び簡易慣用字体の認定基準

II 字体表

字体表の見方

字体表

III 参考

- 1 表外漢字における字体の違いとデザインの違い
- 2 人名用漢字の字体一覧
- 3 表外漢字字体表作成の概要

以上のようになっている。この目次に掲げられた事項に沿い、主要なところを取り上げることとする。まず〔はじめに〕から、大事なところを引用する。

本答申として示す「表外漢字字体表」は、一般の社会生活において、表外漢字を使用する場合の「字体選択のよりどころ」となることを目指して、次のような基本方針に基づき作成したものである。

現実の印刷文字の使用状況について分析・整理し、表外漢字の字体に関する基本的な考え方を提示するとともに、併せて印刷標準字体を示す。印刷標準字体とは、印刷文字において標準とすべき字体であることを明示するために用いた名称である。

なお、この字体表は、手書き文字を対象とするものではない。

国語施策としては、現実における漢字仮名交じり文における表記のうち漢字に関して常用漢字表（昭和五六、内閣告示・訓令）の字種・字体・音訓の範囲でのごとくしてきた。それが、ワープロ等の急速な普及により、これにより打ち出すことのできる漢字の字種が、かなりの数の表外漢字にも及ぶこととなった。これにおいて、表外漢字はいわゆる康熙字典体で表記するものとしていたところに、表外漢字であるにもかかわらず略体の文字しか打ち出せないことが、そもそもの問題の始まりであった。その例の一つが「鷗↑鷗」であった。

そこで、この「はじめに」において、「表外漢字字体表では、表外漢字の字体に関する基本的な考え方を提示するとともに」、併せて印刷標準字体を示すこととしたものである。ただし、「鷗↑鷗」の例で理解できることであるが、ワープロ等において、同一の字種につき、印刷標準字体とそれ以外の字体とが用意されていけば、ワープロ等を使用する者において、いずれかの字体を選ぶことができる。よって、表外漢字を使用する場合の「字体選択のよりどころ」となることを目指し、枠内に明示した基本方針を立てたのである。

「I 前文」では、このようなことにつき、徹底した調査で裏付け、実証し、考え方や方針を立てたことについて述べている。その調査とは、二回の漢字出現頻度数調査などである。第一回は、凸版印刷・大日本印刷・共同印刷による『漢字出現頻度数調査』（平成九、文化庁。調査対象漢字総数は三社合計で三七、五〇九、四二八字）である。第二回は、凸版印刷・読売新聞による『漢字出現頻度数調査②』（平成二二、文化庁。調査対象漢字総数は凸版印刷三三、三〇一、九三四字、読売新聞二五、三二〇、二六六字）であった。これらに加え、次の諸資料を用いた。

- 国語施策沿革資料一『漢字字体資料集（諸案集成一）』（文化庁、平成八・一一）
- 国語施策沿革資料二『漢字字体資料集（諸案集成二・研究資料）』（文化庁、平成九・一一）

- 『字体・字形差一覧（漢字字体関係参考資料集）』（文化庁文化部国語課、平成九・一〇）
- 『漢字字体関係参考資料集 J I S 情報交換用漢字符号（第1分冊）』（文化庁文化部国語課、平成八・一一）
- 『漢字字体関係参考資料集 J I S 情報交換用漢字符号（第2分冊）』（文化庁文化部国語課、平成九・三）
- 『明朝体活字字形一覧（上） 一八二〇年～一九四六年（漢字字体関係参考資料集）』（文化庁文化部国語課、平成一〇）
- 『明朝体活字字形一覧（下） 一八二〇年～一九四六年（漢字字体関係参考資料集）』（文化庁文化部国語課、平成一〇）

「I 前文」中に、表外漢字につき検討することとなった要因につき、次のように記している。

ワープロ等の急速な普及によって、表外漢字が簡単に打ち出せるようになり、常用漢字表制定時の予想をはるかに超えて、表外漢字の使用が日常化した。そこに、昭和五八年のJ I S規格の改正による字体の変更、すなわち鷗（↑鷗）、棒（↑棒）、流（↑流）のような略字体が一部採用され、括弧内の字体がワープロ等から打ち出せないという状況が重なった。この結果、一般の書類等で用いられている字体とワープロ等で用いられている字体との間に字体上の不整合が生じた。…中略…

上述のような状況の下で、表外漢字の字体が問題とされるようになったが、この問題は、①一般の書籍類や教科書などで用いられている「鷗」や「瀆」がワープロ等から打ち出せないこと、②仮に「鷗」と「鷗」の両字体を打ち出すことができたとしても、どちらの字体を標準と考えるべきかの「字体のよりどころ」がないこと、の2点にまとめられる。2点目については、既に述べたようにJ I S規格の改正問題以前から存

在していたものである。現時点で、国語審議会が表外漢字字体表を作成したのは、この問題が既に一般の文字生活に大きな影響を与えているだけでなく、今後予想される情報機器の一層の普及によって、表外漢字における標準字体確立の必要性がますます増大すると判断したためである。

ここで作成した「表外漢字字体表」における印刷標準字体と簡易慣用字体との定義を明確にしておかなければならない。いずれも答申文中の、「I 前文」(2) 表外漢字字体表作成に当たったの基本的な考え方」に述べられている。それを引用する。

印刷標準字体には、「明治以来、活字字体として最も普通に用いられてきた印刷文字字体であつて、かつ、現在においても常用漢字の字体に準じた略字体以上に高い頻度で用いられている印刷文字字体」及び「明治以来、活字字体として、康熙字典における正字体と同程度か、それ以上に用いられてきた俗字体や略字体などで、現在も康熙字典の正字体以上に使用頻度が高いと判断される印刷文字字体」を位置付けた。これらは康熙字典に掲げる字体そのものではないが、康熙字典を典拠として作られてきた明治以来の活字字体（以下「いわゆる康熙字典体」という。）につながるものである。

この定義は、先に掲げた各種の資料を詳細に調査した上で、慎重に言葉を選び、作成されたものである。また、簡易慣用字体については、次のように述べている。

簡易慣用字体には、印刷標準字体とされた少数の俗字体・略字体等は除いて、現行のJIS規格や新聞など、現実の文字生活で使用されている俗字体・略字体等の中から、使用習慣・使用頻度等を勘案し、印刷標準字体と入れ替えて使用しても基本的には支障ないと判断し得る印刷文字字体を位置付けた。ここで、略字

体等とは、筆写の際に用いられる種々の略字や筆写字体のことではなく、主として常用漢字の字体に準じて作られた印刷文字字体のことである。

これら、印刷標準字体、簡易慣用字体については、二度の頻度数調査の結果を踏まえ、出現したすべての漢字の字種を精査したことにより、得たものである。

新聞や雑誌、書籍等における漢字使用の実態は、ではどのようなものであつたかは、この二度の頻度数調査によることとなる。常用漢字、人名用漢字、表外漢字等の実態、それぞれの出現率等につき、答申文中に次のように述べている。

上記2回の調査結果から見ると、現代の文字生活において、漢字使用に占める表外漢字の割合は決して高いものではない。凸版印刷による2回の調査資料では、常用漢字の一九四五字だけで、延べ漢字数のおよそ96%を占めるという結果が出ている。さらに、人名用漢字を加えると97%強になる。表外漢字については、人名用漢字を除けば、3%弱にすぎない。ただし、字種（異なり文字数）では五〇〇〇字近くある。このように使用頻度が低く、しかも字種の多い表外漢字が、文字ごとに、いわゆる康熙字典体と略字体とを持つならば、表外漢字の字体にかかわる問題は極めて複雑になる。

と指摘している。したがって、「このような文字使用の実態の中で、表外漢字に常用漢字に準じた略字化を及ぼすという方針を国語審議会が採った場合、結果として、新たな略字体を増やすことになり、印刷文字の使用に大きな混乱を生じさせることになる。」と考えている。このことは、至極、当然のことなのであつて、表外漢字の活字使用の実態を踏まえることなのであつて、日常の手書きによる文字生活の実態とは一線を画する必要があるということでもある。

そこで、次のような実態は取り入れることになる。

一般の文字生活において、印刷文字として、十分に定着していると判断し得る略字体等を簡易慣用字体として認め、3部首（しんにゆう、しめすへん、しょくへん）についても、現に「一、ネ、食」の字形を用いている場合には、これを認めることにしたのも、この点への配慮に基づく。右のように断っている。

なお、部首の一つである「くさかんむり」については、辞書で四画として取り立てて扱うものもあるが、書籍等の印刷字体では、大方、三画である。そこで、この答申の「Ⅱ 字体表」の始めに説明を添えた中に、このことを断っている。その部分を次に引用する。

6 くさかんむりについては、明治以来の明朝体に従い、「3画くさかんむり（セ）」を印刷標準字体と考える。ただし、このことは、明朝体以外の印刷書体の字形（例えば、正楷書体における「4画くさかんむり（ㄣ）」）を制限するものではない。「

このように断っている。また、次に、

7 漢和辞典などで字源解釈との関係から、

① 明朝体においても、「4画くさかんむり」を用いること

② 漢和辞典における正字体として、「印刷標準字体とされなかった康熙字典の正字体」に掲げること
については、これらを妨げるものではない。

このように付け加えている。

審議の経過において「表外漢字」として対象としたのは、二度の頻度数調査に出現した表外漢字の字種であった。これらの表外漢字の字種は、現代の文字生活において、常用漢字表の字種とともに使用されているものである。これらのうち、比較的使用頻度の高い表外漢字を特定することにより、使用の実態を踏まえた、効率的な使用ことのできる表となるであろう。当時、ワープロ等に搭載されていたJIS漢字は、第1水準、第2水準を併せた六三五五字であった。これも視野に据える必要があるであろう。

「Ⅰ 前文」「2 表外漢字字体表の性格」中「(1) 表外漢字字体表の作成目的及び使用範囲」において、まずその目的については「表外漢字字体表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において表外漢字を使用する場合の字体選択のよりどころを、印刷文字（情報機器の画面上で使用される文字や字幕で使用される文字などのうち、印刷文字に準じて考えることのできる文字を含む。）を対象として示すものである。」と明示している。すなわち、現代の日常の文字生活を配慮するものであって、常用漢字とともに使う表外漢字という考え方が根底にある。その上で、常用漢字とともに使用されている表外漢字のうちで、使用頻度を配慮して字種を限定して取り上げるといふ処置になる。このことについて、次のように記している。

この字体表では、常用漢字とともに使われることが比較的多いと考えられる表外漢字（一〇二二字）を特定し、その範囲に限り、印刷標準字体を示した。またそのうちの二二字については、簡易慣用字体を併せて示した。ただし、この表は、常用漢字表を拡張しようとするものではなく、この表にない表外漢字の使用を制限するものでもない。

表外漢字の使用に際しては、印刷標準字体を優先的に用いることを原則とするが、必要に応じて、印刷標準字体に替えて簡易慣用字体を用いることは差し支えない。簡易慣用字体を用いるかどうかについては、

個々の事情や状況を勘案した上で、個別に判断すべき事柄と考える。

ここに、表外漢字字体表に掲載される表外漢字の字種は一〇二二字であること、そのうち簡易慣用字体が併せて示されたものは二二字であることが表されている。また、表外漢字の字体は、原則としていわゆる康熙字典を印刷標準字体とするという考え方を採っていることも表されている。

「2 表外漢字字体表の性格」中「(2) 対象とする表外漢字の選定について」において、選定のために考慮したことの主なものにつき、取り上げる。

常用漢字及び常用漢字の異体字は、対象外としている。ただし、常用漢字の異体字であっても、「阪(坂)」「堺(界)」などは、使用頻度も高く、括弧内の常用漢字とは別字意識が生じていると判断して対象漢字として残している。

戸籍法施行規則で定めている人名用漢字については、常用漢字に準じて扱うことが妥当であると判断し、常用漢字と同様に対象外とした(人名用漢字は、この答申の出された平成二年二月においては、二八五字種であった。「Ⅲ 参考」中「2 人名用漢字の字体一覽」が添付されている)。

その上で、前述の二回の漢字出現頻度数調査の結果としての資料を用い、日常生活の中で目にする機会の比較的多い、使用頻度の高い表外漢字を対象漢字として取り上げている。

また、これとは別の観点から、表外漢字の字体問題に密接かわる、次の二点を資料として加え、対象漢字の範囲のものとしている。一点は、「現行JIS規格の「6、6、4過去の規格との互換性を維持するための包摂規準に掲げる二九字」」である。もう一点は、「平成二年一〇月二〇日の法務省民事局長通達「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について」の「別表2」に掲げる一四〇字」である。

おおむね、以上の表外漢字も対象として検討したのである。

「2 表外漢字字体表の性格」中「(3) 表外漢字字体表における字体の示し方」においては、簡明に「表外漢字字体表においては、明朝体を例に用いて、印刷標準字体及び簡易慣用字体を示すこととした。」としている。これは、常用漢字表での字体についての考え方、掲げ方を踏襲しているものである。

次に「3 字体・書体・字形にかかわる問題とその基本的な考え方」に移る。ここでの「字体・書体・字形」の概念については前期での考え方をそのまま受け継いでいるので、省略する。また、「字体の違い」と「デザインの違い」についても同様であるので、省略する。

「3」の「(3) 印刷文字字形(明朝体字形)と筆写の楷書字形との関係」につき、若干、触れることにする。本答申の主旨は、表外漢字の印刷標準字体の選定にあるのであるから、筆写の楷書字形に関しては二次的な事柄ではある。しかし、表外漢字に関しても手書きすることが全くないわけではない。したがって、筆写の文字の形について誤解が生じないように措置しておく必要がある。常用漢字表でも「(付)字体についての解説」の「第2 明朝体活字と筆写の楷書との関係について」で、印刷上と手書き上とはそれぞれ習慣の相違に基づく表現の差と見るべきものがあることを指摘しており、具体例を挙げている。ここでも、その必要性があるとのことである。

そこで、次のように述べている。

(前略) 表外漢字における印刷文字字形との筆写の楷書字形との相違は、常用漢字以上に大きく、常用漢字表でいう字体の違いに及ぶものもあるので、この点については、特に留意する必要がある。そのような字

形の相違のうち、幾つかを例として掲げるが、これは、手書き上の習慣に従って筆写することを、この字体表が否定するものでないことを具体的に示すためである。(以下略)

として、次のような具体例を挙げている。この表の文字の形は、左に「明朝体字形」を、右にそれに対応する「楷書字形の例(明朝体字形に做ったものの例/手書き上の習慣に従ったものの例)」という順番に並べて示してある。

以上、答申「表外漢字字体表」の「I 前文」についての概要を述べた。以下、「II 字体表」「III 参考」が続くが、これらに関しては省略する。

なお、漢字問題に関しては、その後、次のような措置が講じられている。

一つは、平成一六年二月、日本工業標準調査会は、「7ビット及び8ビットの2バイト情報

〔3〕印刷文字字形(明朝体字形)と筆写の楷書字形との関係に掲げられた表

(1) 薩 — 薩 / 薩	(5) 噲 — 噲 / 噲	(9) 顛 — 顛 / 顛
諺 — 諺 / 諺	甌 — 甌 / 甌	填 — 填 / 填
(2) 墟 — 墟 / 墟	(6) 猜 — 猜 / 猜	(10) 遡 — / 遡
嘘 — 嘘 / 嘘	鑄 — 鑄 / 鑄	腿 — / 腿
(3) 樽 — 樽 / 樽	(7) 喻 — 喻 / 喻	(11) 祇 — 祇 / 祇
溢 — 溢 / 溢	榆 — 榆 / 榆	榭 — 榭 / 榭
(4) 翰 — 翰 / 翰	(8) 葛 — 葛 / 葛	(12) 飴 — 飴 / 飴
鰭 — 鰭 / 鰭	偈 — 偈 / 偈	饅 — 饅 / 饅

※ (10) で「明朝体字形に做った例」を省略したのは、楷書字形としては一般的でないという判断に基づいたものである。

交換用符号化拡張漢字集合(JIS X 0213)を改正し、「表外漢字字体表」で示された「印刷標準字体」との整合を図っている。この改正によって一六八字の例示字体が変更された。これは、「表外漢字字体表」の前文「4 その他関連事項」の「(2) 情報機器との関係」において、

今後、情報機器の一層の普及が予想される中で、その情報機器に搭載される表外漢字の字体については、表外漢字字体表の趣旨が生かされることが望ましい。このことは、国内の文字コードや国際的な文字コードの問題と直接かかわっており、将来的に文字コードの見直しがある場合、表外漢字字体表の趣旨が生かせる形での改訂が望まれる。改訂に当たっては、関係各機関の十分な連携と各方面への適切な配慮の下に検討される必要がある。

と述べられている趣旨を受けたものである。国語審議会が表外漢字の字体問題の検討に入ったのは、既に述べたように、昭和五八年に改正されたJIS規格の漢字字体(例えば、「鴨(鴨)」や「流(瀧)」等)が一般の社会生活に表外漢字字体の混乱をもたらしたことによる。したがって、今後、新しいJIS規格票に基づいて「表外漢字字体表」の示す「印刷標準字体」が情報機器に搭載されるようになることは国語施策上大きな意味を持つ。すなわち、この改正によって「表外漢字字体表」作成の目的が初めて達成され、当然、ある程度の時間は掛かると思われるが、やがて情報機器に搭載される表外漢字の字体が「印刷標準字体」に収束していくことになることが期待されるからである。

もう一つは、平成一六年九月、人名用漢字の字種が大幅に追加されたことである。このことについても少し補足しておく。「表外漢字字体表」の「参考」には、「2 人名用漢字の字体一覧(制定年別)」が付されているが、これは、平成九年一二月に人名用漢字として追加された「琉」までの合計二八五字を制定年別に示したもの

である。平成九年以降、人名用漢字の数は、しばらく二八五字のままであったが、その後、平成一六年二月三日付けの改正で一字(曾)、同年六月七日付けの改正で一字(獅)、同年七月一二日付けの改正で三字(毘、瀧、駕)追加され、この時点で、人名用漢字の合計は二九〇字となった。

さらに、平成一六年九月二七日付けの改正によって人名用漢字が新たに四八八字追加されたが、同時に、昭和五六年の改正以来、人名用漢字許容字体とされてきた二〇五字(例えば、「廳(庁)」や「鑄(鋳)」のような常用漢字の旧字体一九五字、「彌(弥)」や「巖(巖)」のような人名用漢字の旧字体一〇字)も正式に人名用漢字として追加された。この改正により、現行の人名用漢字の総数は九八三字(二九〇字+四八八字+二〇五字)となっている。字体に関連して言えば、今述べたように、これまで許容字体として飽くまで「当分の間、…中略…用いることができる。」(戸籍法施行規則第六〇条「の附則」)ものとされてきた常用漢字及び人名用漢字の旧字体が大幅に人名用漢字として認められたことが注目される。

四 「国際社会に対応する日本語の在り方」(国語審議会答申、平成二二年二月八日)

第一九期国語審議会「現代の国語をめぐる諸問題」につき検討した中で「国際社会への対応、日本語教育に関すること」も一項目として取り上げられた。これを契機に、第二〇期国語審議会、時の文部大臣から諮問「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」(平成五・一一・二四)の中に「国際社会への対応に関すること」も検討する必要がある、とされた。これを受け、第二〇期ではこの問題に対しても審議し、「新しい時代に応じた国語施策について」(審議経過報告)中に「Ⅲ 国際社会への対応に関すること」をまとめている。第二一期

国語審議会では「言葉遣いに関すること」と「情報化への対応に関すること」とを取り上げ集中的に審議を続けた。今期、第二二期に至り、再び「国際社会に対応する日本語の在り方」として審議を行い、答申するに至った。

「国際社会に対応する日本語の在り方」(国語審議会答申、平成二二・二二・八)につき、その概要を目次により見るととする。

目次

〔はじめに〕

I 国際社会における日本語

1 国際社会と言語

2 国際社会における日本語の位置付け

3 日本語の国際的な広がりについての基本的な考え方

II 日本語の国際化を進めるための方針

1 世界に向けた情報発信の促進

(1) 世界に向けた多様な情報発信の必要性

(2) 情報通信ネットワークに提供する情報の充実

(3) 言語による情報交流の必要性から見た通訳・翻訳の重要性

2 多様な日本語学習需要に応じたきめの細かな学習支援

3 国際化に対応する日本人の言語能力の伸長

第三節 第二二期国語審議会、答申の概要等

- (1) 国際的な視点から見た日本人の言語運用の特徴と問題点
- (2) これからの時代に求められる日本人の言語能力

III 国際化に伴うその他の日本語の問題

1 外来語・外国語増加の問題

- (1) 外来語・外国語増加の現状と問題点
- (2) 外来語・外国語増加の問題についての考え方
- (3) 官公庁・報道機関等における外来語・外国語の取扱いについて

2 姓名のローマ字表記の問題

- (1) 姓名のローマ字表記の現状
- (2) 姓名のローマ字表記についての考え方

以上のようになっている。

まず、「はじめに」において、「国際社会への対応に関すること」について「国際社会に対応する日本語の在り方」として答申した、このことについての説明を見る。「以下に述べる諸問題の審議に当たり、国語審議会は、ひとり日本の利益や日本語使用の広がりのみを念頭に置くのではなく、これからの世界における言語や文化のあるべき姿を求め、世界の中で日本語を生かしていくことが世界の言語や文化のあるべき姿と調和し、人類の繁栄と幸福にも資するような在り方を追求することを基本姿勢とした。」と述べている。ここに言う「以下に述べる諸問題」とは、先の目次に掲げる「I 国際社会における日本語」「II 日本語の国際化を進めるための方針」「III 国際化に伴うその他の日本語の問題」を指す。「はじめに」では続いて、次のように述べている。「Iにお

いては、これからの国際社会における日本語の在り方についての基本的な考え方を明らかにする。IIにおいては、その考え方に基づいて、日本語の国際化を進めるための三つの方針を明らかにする。さらに、IIIにおいては、国際化に伴って生じている外来語・外国語増加の問題及び姓名のローマ字表記の問題について、考え方を示すこととする。」とある。そこで、以下、これらI、II、IIIにつき、順次、取り上げる。

「I 国際社会における日本語」では、世界の諸言語の中で、「今後世界のコミュニケーションで必要となると思われる言語」としては、英語が第一位に挙げられている（国立国語研究所「日本語コンセンサス」平成九一〇、二八か国・地域で実施した調査。その一方、「個々の言語を大切にしようとする考えに立った動き」もある。また、多言語・多文化尊重の一つの現れとして、多言語教育を実施している国もある。このような傾向を配慮し、「以上のような国際社会と言語の動向の中で、諸外国においては外国語教育を強化し、人々が多言語を使う能力を身に付ける傾向が生じている。我が国においても、国際化時代における日本人の言語能力を総合的に考える視点に立つて、母語としての日本語の教育と、外国語の教育を一層充実させていくことが望まれる。」と述べている。

その上で「2 国際社会における日本語の位置付け」では、「世界の数多くの言語が存在する中で、日本語は話者数で一〇位以内に入り、海外における日本語学習者も数百万人に達すると言われる。」と指摘した上で、「今後の国際的なコミュニケーションにおいて、日本語が有力な言語の一つとして一定の役割を果たすことが期待されている。」と述べている。

加えて「I」の「3 日本語の国際的な広がりについての基本的な考え方」において、「現に存在する世界の人々の日本語への評価や期待にこたえらるとともに、日本語使用の国際的な広がりが増大していくよう、世界に発信し、日本語使用や日本語教育の充実のために必要な体制を積極的に用意していくべきである。…中略…日本語

による情報発信は、日本人の思考や広い意味での日本文化の発信である。」などと述べている。

そこで、「Ⅱ 日本語の国際化を進めるための方針」において、三点を挙げる。「第一に、世界に向けた日本や日本語についての情報及び日本語による情報の発信を促進すること、第二に、日本語学習需要の多様性に応じたきめ細かな日本語学習支援を進めること、第三に、国際的なコミュニケーションに対応するための日本語運用能力の在り方を明らかにし、それを踏まえて日本人自身の運用能力を伸ばすことである。」としている。

まず「第一に、世界に向けた日本や日本語についての情報及び日本語による情報の発信を促進すること」については、どのような構想の下に説明しているかにつき、整理してみる。

- 1 世界に向けた情報発信の促進
 - (1) 世界に向けた多様な情報発信の必要性
 - (2) 情報通信ネットワークに提供する情報の充実
 - ① 日本や日本語についての情報
 - ② 日本語を媒介とした情報
 - (3) 言語による情報交流の必要から見た通訳・翻訳の重要性
 - (ア) 通訳の重要性の高まりと通訳教育充実の必要性
 - (イ) 機械翻訳の将来に向けた研究開発の必要性
 - (ウ) 地域における生活に必要な情報伝達を支援する体制の必要性
- 2 多様な日本語学習需要に応じたきめの細かな支援
 - (1) 国内における学習支援

(2) 海外における学習支援

- (3) 国内外を通じた学習支援のための基盤強化
 - (ア) 国内外の日本語教育機関・関係者における連携協力体制の構築
 - (イ) 新しい情報メディアを活用した教育方法等の開発
 - (ウ) 外国人日本語教育指導者の養成

3 国際化に対応する日本人の言語能力の伸長

- (1) 国際的な視点から見た日本人の言語運用の特徴と問題点
- (2) これからの時代に求められる日本人の言語能力
 - (ア) コミュニケーションにかかわる言語能力の重要性
 - (イ) 国際化に対応する言語能力の在り方

のようになっている。

右に見るような項目のうち、「1」では、特に「1(2)②」の「日本語で蓄積された様々な情報をネットワークを通じて活用できるようにする」ところに根源的な重要性を置くとすれば、そのために「質の高い翻訳の重要性」(1(3)②)、「コンピュータを用いた機械翻訳の有用性」(1(3)④)、「行政機関、医療機関、報道機関、日本語教育関係者、外国人の団体、その他のボランティアなどにおける連携協力体制を構築すること」(1(3)⑤)、「日本語教育機関や関係者の連携協力体制の構築や、教育方法等の研究開発、外国人日本語教育指導者の養成など学習支援環境の整備」(2)、「国際社会へより積極的な参画を視野に入れて、現在の日本語の運用実態や日本人の言語能力の現状を見直し、改善を図っていく必要」(3)などが言われることとなる。換言すれば、世界の中の日本が世

界の各国と相互に交流し合うための情報を日本語をもって行うことにつき、より広く多く可能とするためには、日本語によりコミュニケーションのできる人材を国内外に一層多く育成することが求められるということである。このことにつき日本人の側から述べたのが、「3 国際化に対応する日本人の言語能力の伸長」の中の「(2) これからの時代に求められる日本人の言語能力」の「(ア) コミュニケーションにかかわる言語能力の重要性」を説いたところである。その一部を次に引用する。

価値観や人間関係が多様化し、また情報が氾濫する現代の社会生活においては、主体性を持った個人として、物事を的確にとらえ、自分自身の考えを論理的にまとめ、相手に応じて適切に表現し、必要な場合には建設的に議論をして結論を得るといった、コミュニケーションにかかわる言語能力が欠かせない。そして、そのような言語能力を生きた力として働かせるには、相手を理解したり相手に働き掛けたりする意識や行動が不可欠である。

このような能力及び意識、行動は、異文化を背景とする人とのコミュニケーションを図るために必要な能力、意識、行動とも共通する。…中略…これらの力を十分に養うことなしには、国際化に対応する言語能力の伸長は望めない。

異文化を背景とする人とのコミュニケーションにおいては特に、①自己の考えを十分に言語化すること、②平明・的確かつ論理的に伝達すること、③相手の文化的背景を考えて表現や理解を柔軟に行うこと、の3点に留意すべきである。(以下略)

このまとめに、すべてが込められている。言語は情報を担う日本の立場からの日本語による情報の発信、受信をより広く行うことができることが、国際化社会、情報化社会の中において、求められているとすることができ

る。その人材を日本人にもまた外国人のうちにも育成することが必要であるということである。

「Ⅲ 国際化に伴うその他の日本語の問題」においては、特に二点、取り上げている。一つは、「外来語・外国語増加の問題」である。これについては、「1 (1) 外来語・外国語増加の現状と問題点」で「外来語・外国語は固有の機能や魅力を持ち、各分野で使われているが、その急速な増加及び一般の社会生活における過度の使用は、社会的なコミュニケーションを阻害し、ひいては日本語が有する伝達機能そのものを弱め、日本語の価値を損なう危険性をも有していると言えよう。」と指摘している。そして、「1 (2) 外来語・外国語増加の問題についての考え方」では、「国語審議会は、日本語による社会的なコミュニケーションが今後一層適切に実現されるときにも、これからの日本語が国際化時代にふさわしい平明・的確な伝達の機能を一層十分に備えていくべきであるという認識に立つ。その意味で、読み手や聞き手の理解に対する配慮を欠いた外来語・外国語の使用や、不必要に表現をあいまいにするような外来語・外国語の使用は望ましくないと考える。更に言えば、高度で豊かな学術や文化を創造し得る、日本人にとっても世界の人々にとっても魅力的で価値ある日本語を作り出していくという観点からも、意味をあいまいにしたままの言葉が多用されることは望ましくないと考える。」うんぬんという基本的な考え方を示している。このことから「1 (3) 官公庁・報道機関等における外来語・外国語の取扱いについて」では、表を掲げ、「広く一般に使われ、国民の間に定着しているとみなせる語」は「そのまま使用する」として語例「スポーツ ポラントニア」などを挙げており、「一般人への定着が十分でなく、日本語に言い換えた方が分かりやすくなる語」は「言い換える」として語例「アカウントピリティー」↓説明責任など イノベーション↓革新など」などを挙げており、「一般への定着が十分でなく、注釈を付すなど、分かりやすくなる

ように工夫する」例として語例「アイデンティティー アプリケーション デリバティブ」などを挙げている。また、「ローマ字の頭文字を使った略語」については、「少なくとも初めて出現する時には、日本語訳（必要に応じて注釈や省略しない形）を付す」として語例「ASEAN（東南アジア諸国連合） GDP（国内総生産）」などを挙げている。

また、この「Ⅲ 国際化に伴うその他の日本語の問題」の「2 姓名のローマ字表記の問題」については、慎重に検討した結果、次のように述べている。

国語審議会としては、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくべきであるという立場から、そのような際に、一定の書式に従って書かれる名簿や書類などは別として、一般的には各々の人名固有の形式が生きる形で紹介・記述されることが望ましいと考える。

したがって、日本人の姓名については、ローマ字表記においても「姓―名」の順（例えば Yamada Haruo）とすることが望ましい。なお、従来慣習に基づく誤解を防ぐために、姓をすべて大文字とする（YAMADA Haruo）、姓と名の間にロンブを打つ（Yamada, Haruo）などの方法で、「姓―名」の構造を示すことも考えられよう。

今後、官公庁や報道機関等において、日本人の姓名をローマ字で表記する場合、並びに学校教育における英語等の指導においても、以上の趣旨が生かされることを希望する。

と述べられている。

なお「国際社会に対応する日本語の在り方」を受け、平成二二年二月二六日には文化庁次長から各省庁、各

都道府県、各大学・短期大学・高等専門学校等に対して「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）」が出された。これは、答申で提言された外来語・外国語の取扱いと姓名のローマ字表記に関する考え方について、その趣旨を理解し、それに沿って対応するよう配慮することを求めたものである。

さらに、平成一四年八月七日には、独立行政法人国立国語研究所が「外来語」委員会を設置し、各省庁の白書・広報紙に用いられている一般に定着していない外来語を対象に、分かりやすくする工夫を具体的に提案するという取組を始めた。

以上、第二〇期国語審議会に対して時の文部大臣から諮問された「現代の国語をめぐる諸問題について」に関して、第二〇期、第二一期、第二期と三期にわたり継続して審議して、その結果として第二期国語審議会においてまとめ、平成二二年二月八日に時の文部大臣に答申した「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語の在り方」についての概要を述べた。

第四節 これからの時代に求められる国語力について

— 文化審議会国語分科会 —

一 文化審議会国語分科会として組織される

平成一三年一月、中央省庁の改革に伴い、文部省は文部科学省となり、国語審議会は廃止され、新しく文化審

議会在発足した。国語施策に関しては、文化審議会に置かれた国語分科会の所掌事務となり、「国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。」(文化審議会令第五条)となった。

したがって、国語審議会の所掌事務であった「国語の改善」に関することが、文化審議会国語分科会の所掌事務として引き継がれたことになる。

文化庁所轄の審議会につき、行政上の措置で一本化することとなり、平成一二年政令第二八一号をもって文化審議会が発足した。委員は三〇人以内で組織される。また、第五条に分科会を置くことが定められており、それには「国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会」が挙げられている。そのうちの国語分科会の所掌事務については「国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。」とあり、従前の国語審議会の所掌事務を引き継いでいる。なお、委員の任期は、一年と定められている。

二 「これからの時代に求められる国語力について」(諮問)

文化審議会が平成一四年一月二四日に発表した、「文化を大切にする社会の構築について」一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」(中間まとめ)の中に「国語の重視」(第二章 文化を大切にする社会を構築するために)「二 文化を大切に育てる」(四)が述べられている。

言葉は、コミュニケーションの手段であると同時に、その言葉を母語とする人々の文化と深く結びついており、文化を伝えるものです。このような、文化の基盤としての国語の重要性にかんがみ、学校教育においては、国語教育が質量ともに十分に行われるよう努めていくことが求められます。その際、古典の積極的な

取り入れ、名文や優れた詩歌の素読・暗唱・朗読、読書や作文などの指導法の工夫・改善に取り組むことが求められます。

このような指摘に始まり、「片仮名語を安易に用いることのないようにすること、また「近年の情報機器の発達・普及にかんがみ、漢字の使用についての再検討」を行うことなどが挙げられている。

また、中央教育審議会が同じく平成一四年二月二一日に文部科学大臣に答申した「新しい時代における教養教育の在り方(答申)」でも、「第2章 新しい時代に求められる教養とは何か」において国語の力の重要性が指摘されている。

国語は、日常生活を営むための言語技術であるだけでなく、論理的思考力や表現力の根源である。日本人としてのアイデンティティの確立、豊かな情緒や感性の涵養には、和漢洋の古典の教養を改めて重視するとともに、すべての知的活動の基盤となる国語力の育成を、初等教育の基軸として位置付ける必要がある。

答申では、この後に国語教育の充実や読書指導の重視などを挙げている。

こうした流れがあり、遠山文部科学大臣から文化審議会に対し、平成一四年二月二〇日、「これからの時代に求められる国語力について」が諮問された。二一世紀に入り、国際化・情報化の進展や価値観の多様化など、急速に変化している中での一人一人の生き方に根差す国語力として、諮問した理由の中に次のようなことが述べられている。

特に、これからの時代においては、物事を的確に判断できるような分析力や論理的思考力、創造力などを身に付けるとともに、我が国の先人たちの築き上げてきた伝統的な文化を理解し、豊かな感性・情緒を備え、幅広い知識・教養を持つことが極めて重要と考える。…中略…さらに、国際化が進展する中で外国語の

能力を身に付けることの重要性が言われているが、そのためにも、まず国語で自分の意思を明確に表現する能力が必要である。…中略…以上のような観点から、まず国語の重要性について再確認し、その上で、これからの時代に求められる国語力とは何か、また、そのような国語力を身に付けるための方策などについて検討する必要がある。

以後、国語分科会は、二年間にわたり「これからの時代に求められる国語力について」、審議した。

三 審議経過について

平成一四年三月に、国語分科会に付属している文化審議会委員（井出祥子、内館牧子、北原保雄、藤原正彦、篠まどか）に加えて、文化審議会臨時委員（国語分科会委員）として二〇名が委嘱され、二五名で国語分科会の実質的な審議が始まった。

その一年目は「これからの時代に求められる国語力について（諮問）」につき検討すべく、総会を一二回開催した。その結果として「これからの時代に求められる国語力について（審議経過の概要）」（平成一五・一・二五）をまとめている。

文化審議会の任期は一年であるので、改めて組織（計二七名）され、平成一五年三月から二年目の審議が始まった。この期の国語分科会の総会は第一三回（平成一五・三・一〇）から第一九回（平成一六・一・一四）までの計七回開催され、その間に国語教育等小委員会、読書活動等小委員会の二つの小委員会が組織され、両小委員会とも七回、会議を持ち詳細な検討を行い、かつ途中で合同懇談会を一回持ち、相互の検討内容につき意見交換を行って

る。その結果として、「これからの時代に求められる国語力について」（平成一六・一・一四、文化審議会国語分科会報告案）がまとまった。これを受け、文化審議会は、平成一六年二月三日、時の文部科学大臣に「これからの時代に求められる国語力について」を答申した。

四 「これからの時代に求められる国語力について」（答申）の概要

（平成一六年二月三日、文化審議会）

まず「これからの時代に求められる国語力について」（答申）（平成一六・二・三、文化審議会）の概要につき、その目次を掲げる。

目次

はじめに

I これからの時代に求められる国語力について

第1 国語の果たす役割と国語の重要性

1 個人にとっての国語

2 社会全体にとっての国語

3 社会変化への対応と国語

第2 これからの時代に求められる国語力

1 国語力の向上を目指す理由

第四節 これからの時代に求められる国語力について — 文化審議会国語分科会 —

- 2 国語力を構成する能力等
- 第3 望ましい国語力の具体的な目安

- 1 「望ましい国語力の具体的な目安」の示し方
- 2 「聞く力・話す力・読む力・書く力」の具体的な目標

II これからの時代に求められる国語力を身に付けるための方策について

- 第1 国語力を身に付けるための国語教育の在り方
 - 1 国語教育についての基本的な認識
 - 2 学校における国語教育
 - 3 家庭や社会における国語教育
- 第2 国語力を身に付けるための読書活動の在り方
 - 1 読書活動についての基本的な認識
 - 2 学校における読書活動推進の具体的な取組
 - 3 家庭や社会における読書活動推進の具体的な取組

終わりに

この答申について、まず「I」では次のようなことが述べられている。

第1の「1 個人にとつての国語」では国語の果たす役割は「知的活動の基盤」「感性・情緒等の基盤」「コミュニケーションの基盤」として生涯を通じて個人の自己形成にかかわる点にある、としている。「2 社会全体にとつての国語」では「国語は文化の基盤であり、中核である」「社会生活の基本であるコミュニケーション

は国語によって成立する」といった観点でとらえている。「3 社会変化への対応と国語」では「価値観の多様化、都市化、少子高齢化などの進展と国語」「国際化の進展と国語」「情報化の進展と国語」といった観点でとらえている。

第2の「2 国語力を構成する能力等」では、これからの時代に求められる国語力の構造について、
 ①考える力、感じる力、想像する力、表す力から成る、言語を中心とした情報を処理・操作する領域
 ②考える力や、表す力などを支え、その基盤となる「国語の知識」や「教養・価値観・感性等」の領域
 としてまとめている。そして、読書は、この①②ともに密接に関連するので、国語力を高める上で極めて重要である、と述べている。

右の①のうちの「考える力」については、次のように敷衍^{えん}している。

「考える力」とは、分析力、論理構築力などを含む、論理的思考力である。

分析力は、言語情報に含まれる「事実」や「根拠」の明確でない「推測」などを正確に見極め、さらに、内在している論理や構造などを的確にとらえていける能力である。また、自分や相手の置かれている状況を的確にとらえる能力でもあり、知覚（五感）を通して入ってくる非言語情報を言語化する能力でもある。

第3では「2 「聞く力・話す力・読む力・書く力」の具体的な目標」において、先の「考える力、感じる力、想像する力、表す力など」につき具体的にどのような言語活動を通して身に付けるのかの例を挙げている。

次に「II」では次のようなことが述べられている。ここでは「国語力の向上という課題は、基本的に一人一人の個人的な課題であり、一人一人が個人として国語力を向上させたいという意欲を持たない限り」実効性のあるものにはならない、とした上で、脳科学の知見を参考にし、「三歳までの乳幼児期」「三歳～一・一二歳（小学

校高学年くらい)まで」「一三歳(中学生)以上」と三段階に分けて、情緒力・想像力(感じる力・想像する力)、論理的思考力(考える力)、表現力(表す力)、語彙力などの陶冶・育成の在り方につき述べている。

「2 学校における国語教育」では、国語教育を中核にとらえた学校教育であるべきこと、「聞く・話す、読む・書く」を組み合わせた指導であるべきことを述べた上で、国語科教育にあつては、「情緒力」「論理的思考力」「思考そのものを支えていく語彙力」の育成を重視することが大切である、と述べている。また、演劇などを取り入れた授業、音読や暗誦しよを取り入れた授業、現在以上に古典に触れることのできるような授業が望まれる、としている。

漢字の学習については、「小学校の6年生までに常用漢字の大体が読めるように、現在の「漢字学習の在り方」について検討することも考えたらどうか。なお、読める漢字を増やすには、…中略…いわゆる交ぜ書き表記を、振り仮名を活用して…中略…表記し、早い段階から漢字表記のまま子供たちの目に触れさせていく配慮も大切であろう。」と述べている。

「3 家庭や社会における国語教育」では、生涯学習的な観点の大切さ、コミュニケーションを増やす努力、家庭で子供の言葉を育てる、地域社会での活動などにつき述べている。

「第2 国語力を身に付けるための読書活動の在り方」では、子供のみならず、大人にも「読書離れ」の傾向があることを指摘した上で、現在取り組まれている国や地方公共団体等での読書活動の推進に関する具体的な施策や取組を挙げている。

その「2 学校における読書活動推進の具体的な取組」「3 家庭や社会における読書活動推進の具体的な取組」では、いずれも子供の時期の読書指導は特に大切であるという認識に立った上で、具体的な実行の方法等に

及んで述べている。それは例えば、図書の整備、司書教諭の配置等の環境整備や、総合的な学習の時間での読書活動の取り入れ、朝の一〇分間読書の実施や、家庭と連携した読書指導、読み聞かせ運動などである。

この答申の最後は、「審議会では、…中略…国語力の向上のためには、「自ら本に手を伸ばす子供を育てる」とことが何よりも大切であるという共通認識に立って、この答申をまとめた。」という文言で締めくくっている。

付録 国語の改善・普及にかかわる事業等の歩み

第一節 国語施策の普及・充実方策

一 事業展開の経緯

1 施策の概観

国語の改善、国語施策の普及を図るために、次のような取組を行ってきた。取組ごとに開始年代順に並べてみると、

〈冊子の刊行〉

昭和二五年度～昭和四六年度 「国語シリーズ」刊行

昭和四八年度～平成 五年度 「ことば」シリーズ」刊行

平成 六年度～ 「新「ことば」シリーズ」刊行

*平成二一年度からは国立国語研究所で作成

〈ビデオの発行〉

昭和五五年度～平成二二年度 「ビデオテープシリーズ」

平成一三年度～

「ことばビデオ」テープシリーズ」

「美しく豊かな言葉をめざして」作成
「豊かな言語生活をめざして」作成（国立国語研究所による。）

〈協議会等の開催〉

昭和二五年度～昭和四二年度 国語教育研究協議会開催

昭和四三年度～ 国語問題研究協議会開催（国語教育研究協議会を改称。）

適宜開催 国語審議会説明協議会、答申説明会等開催

平成 五年度～ 国語施策懇談会開催

〈調査の実施〉

昭和五二年度 「国語に関する世論調査」実施（総理府による。）

平成 四年度 「国語に関する世論調査」実施（総理府による。）

平成 七年度～ 「国語に関する世論調査」実施（文化庁による。）

〈その他の取組〉

平成一三年度 「美しい日本語について語る会」開催（文化庁長官の提唱による）。平成一四年度五月には、「美しい日本語を語る会」によって「美しい日本語のすすめ」が刊行された。

平成一三年度～平成一四年度 「言葉」について考える―親と子のためのワークショップ―開催

平成一五年度～ 「言葉」について考える体験事業開催

第一節 国語施策の普及・充実方策

〔言葉〕について考える―親と子のためのワークショップを改称。〕

平成一四年度

国語施策情報システム公開

となる。次に個々の取組について、その趣旨と具体的な内容とを明らかにする。

2 冊子の刊行

昭和二六年三月、文部省から「国語シリーズ」第一巻『やさしい新聞文章』が刊行された。刊行の趣旨によると、「国語シリーズは、国語の改善と国語教育の振興に関する施策を普及徹底するために編集するものであります。」とあり、国語審議会の発表した事柄を解説する「国語問題編」、国語の指導方法などを解説する「国語教育編」、言語生活に関する事柄を解説する「国語生活編」、国語の教養を高めるための「国語教養編」の四種に内容から分けることができる（後に「資料編」が加わり五種となる）。この「国語シリーズ」は、昭和四七年三月刊行の第六七巻「児童・生徒の読み書きの力―当用漢字について―」まで刊行が続けられた。昭和四三年六月の文部省設置法の改正により、外局として文化庁が設置され、国語課も文化庁内に置かれたことから、昭和四四年三月刊行の第六五巻「言文一致の発生」からは文化庁発行となった。第一巻から第六七巻までの内容は、後の一覧にまとめられている。

昭和四七年六月に第一〇期国語審議会から高見三郎文部大臣に「国語の教育の振興について」が建議された。この中で、「我々は、この審議を通じて、国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、この際、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にすることを極めて重要であると考えた。」と述べられている。この建議の趣旨に基づき、自分自身の言葉について考えたり、話し合ったりするきっかけとなり、参

考となることをねらいとして、昭和四九年三月から「ことば」シリーズ」が刊行された。国語に関するあるテーマの下に編集される号と、日常の言語生活の中で関心を持たれる言葉についての疑問に一問一答式で解説する「言葉に関する問答集」の号とがあり、平成六年度の第四〇巻と第四一巻まで刊行された。「言葉に関する問答集」については、全二〇巻にわたる内容を整理・編集し、平成七年三月に「言葉に関する問答集 総集編」(大蔵省印刷局)として刊行された。第一巻から第四一巻までの内容は、後の一覧にまとめてある。

平成五年六月に第一九期国語審議会から森山真弓文部大臣に「現代の国語をめぐる諸問題について」が報告された。この中で、「平明、的確で、美しく、豊かな言葉を目指し、国語を愛護する精神を養うことが、今日ほど望まれるときはないと言ってよい。その意味で、国語の教育を更に振興していくこととともに、できるだけ多くの国民が言葉について関心を持つこと、日常の生活の中で言葉について話し合う機会を広げることが大切であろう。」(「第1 基本的な認識」の「3 社会状況の変化と国語」と述べられていることに基づき、「ことば」シリーズ」の精神を受け継ぎつつ、内容の見直しや充実を図って、「新「ことば」シリーズ」が刊行された。広く関心の持たれている言葉に関する問題を取り上げ、言葉について考えたり、話し合ったりするきっかけとなり、参考となることをねらいとしたもので、印刷部数を増やして配布範囲を広げ普及資料としての性格をより徹底させるとともに、活字サイズの拡大、問答集の文体の修正(「です・ます」体に変更)やテーマ別編集などの工夫も行われた。平成一一年三月刊行の「新「ことば」シリーズ」第九巻・第一〇巻までは文化庁で編集を担当し、平成一二年三月刊行の「新「ことば」シリーズ」第一一巻・第一二巻からは国立国語研究所で編集を担当している。第一巻から第一八巻までの内容は、後の一覧にまとめてある。

3 ビデオの制作

昭和四七年六月に第一〇期国語審議会から高見三郎文部大臣に「国語の教育の振興について」が建議された。この中で、「我々は、この審議を通じて、国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、この際、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にすることを養うことが極めて重要であると考えた。」と述べられている。この建議の趣旨に基づき、「ことば」シリーズ」が刊行されたが、これとは別に、印刷物では達成できなかった音声・映像効果を活用したビデオテープを制作し、各地方公共団体教育委員会等への配布を行うこととなった。これが、昭和五六年六月に発行されたビデオテープシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」第一巻である。このシリーズは、平成一三年三月発行の第二巻まで文化庁で制作された。ねらいとしているのは、言葉に関する種々の問題を取り上げ、平易な解説等を加えることで、言葉について考えたり話し合ったりするきっかけとなり、参考となることである。

平成一四年三月発行のビデオからは、国立国語研究所が制作を引き継ぎ、ことばビデオシリーズ「豊かな言語生活をめざして」とシリーズ名が改称された。第一巻から第二巻までの「美しく豊かな言葉をめざして」と第一巻から第四巻までの「豊かな言語生活をめざして」の内容は、後の一覽にまとめてある。

4 協議会等の開催

国語審議会の事業を広く知らせ、また地方の人の声を国語審議会の審議に反映させると同時に、国語審議会で決められたことを普及徹底させることを目的とした「国語教育研究協議会」が、昭和二五年度に全国八か所で開催された。当時の時代背景を振り返ると、昭和二一年に制定された「当用漢字表」「現代かなづかい」をはじめ

とした次々と打ち出される国語施策の普及・定着と国語教育との密接な関連を考慮して実施されたものと言える。国語教育を通じて新しい国語施策の普及を図ることから、国語教育上の諸問題を研究協議することによって、国語教育の充実・発展に資し、その後の国語施策改善のよりどころを得ようとするものであった。そのため、小学校・中学校・高等学校の教員が中心に参加するものであった。以降、昭和四二年度まで毎年度開催された。昭和四三年六月に文部省設置法が改正され、外局として文化庁が設置された。また、昭和四一年六月に文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」という諮問が出された。昭和二一年からの一連の国語施策について、再検討を加えて改善を図ることを意図した諮問である。これは、一連の施策の再検討が始められたという流れの中で、国語施策の普及に重点を置いたものから、国語施策の問題点を認識し、その改善方を国語教育の立場からも探っていく性格のものへと変わっていった。これに合わせて、国語教育研究協議会を国語問題研究協議会と改称し、現在まで毎年度開催を続けている。

平成五年からは、国語施策懇談会を開催している。同年六月に第一九期国語審議会報告「現代の国語をめぐる諸問題について」が出され、今後の国語施策は、表記の問題だけでなく、言葉遣い、情報化・国際化への対応、国語教育など広い視野に立って国語の問題全般を取り上げていくことの必要性が述べられている。国語審議会の審議対象が従来に比べて格段に広がったため、より広範な意見を聞きながら審議を進めていく必要性が求められた。この必要性に対応し、全国各地域の意見を聞く機会を設け、国語審議会の審議に資するために、「一日国語審議会」の性格を持つ国語施策懇談会を開催することになった。先述の国語問題研究協議会が、小学校・中学校・高等学校の教員を中心としたものであるのに対して、この国語施策懇談会は、開催地域のマスコミ関係者、大学等の様々な分野の研究者、教育現場の代表、文化人・学識経験者など、より幅の広い立場の人を参加者とし

ている。平成五年度は、仙台・東京、大阪、福岡の四か所で開催、平成六年度は、札幌、東京、名古屋、広島
 の四か所で開催した。平成七年度からは、東京一か所で開催している。

国語審議会から報告や答申などが出されたときに、その報告や答申などについての説明会も開催してきてい
 る。例えば、第一二期国語審議会の報告「新漢字表試案」が昭和五二年一月に出され、その内容を公表し、広く
 意見を聞く場として国語審議会説明協議会が昭和五二年度に開催された。開催地は、仙台、東京、大阪、広島、
 福岡の五か所であった。続く、第一三期国語審議会から中間答申「常用漢字表案」が昭和五四年三月に出される
 と、同様に説明協議会が全国五か所（仙台、東京、岐阜、岡山、福岡）で開催された。こうした説明協議会は、「改定現
 代仮名遣い（案）」（第一六期国語審議会試案・昭和六〇・二）を受けて昭和六十年に全国五か所（福島、東京、大阪、香川、福
 岡）で開催され、「改定現代仮名遣い」（第一六期国語審議会答申・昭和六一・三）を受けて神奈川と広島で国語問題研究協
 議会と兼ねて開催された。「外来語の表記（案）」（第一八期国語審議会試案・平成二・三）を受けて全国五か所（仙台、東
 京、大阪、広島、福岡）で開催された。「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語
 の在り方」という三本の第二期国語審議会答申（平成二・一・二）を受けて、年度内に東京で国語施策懇談会と兼
 ねて開催された。翌平成一三年度にも引き続き答申説明会として、仙台、大阪、福岡で開催され、「言葉」につ
 いて考える一親と子のためのワークショップという事業に併せて札幌でも開催された。国語審議会が文化審議
 会国語分科会と改組された平成一三年以降も、文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」
 （平成一六・二）を受けて、平成一六年六月に、仙台、大阪、福岡において答申説明会として開催された。

5 調査の実施

国語に関する意識調査は、昭和五二年度と平成四年度とに総理府（当時）によって行われ、平成七年度から文
 化庁によって毎年行われている。文化庁で調査を行うようになった背景には、第二〇期国語審議会において「言
 葉遣いに関すること」「情報化社会への対応に関すること」「国際社会への対応に関すること」について論議する
 上で、日本人一般の意識や実態を把握する必要があるという認識があったことを指摘できる。これまでの調査の
 概要を次に一覧として示す。なお、文化庁で調査を行った平成七年度以降の「国語に関する世論調査」について
 は、独立行政法人国立印刷局から年度ごとに報告書が市販されている。

調査年度	調査の目的	調査項目	対象・抽出法・調査法
昭和五二年度	国民のことはについての意識を主として漢字を中心に調査し、今後の施策の参考とする。	①文字に対する関心 ②当用漢字及び人名用漢字 ③新漢字表試案の字種 ④ことばづかい	全国二〇歳以上 一人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成四年度	言葉づかいや話し方、文章の書き方等国語についての国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。	①国語についての関心 ②言葉づかいについて ③国語の乱れについて ④敬語についての意識 ⑤外来語・外国語について の意識	全国二〇歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法

平成 七年度	国語をめぐる現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の在り方について調査し、今後の施策の参考とする。	⑥国語を美しく豊かにするための方策	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成 八年度	国語をめぐる現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の在り方について調査し、今後の施策の参考とする。	①言葉遣いについての意識 ②敬語についての意識 ③話し方についての意識 ④外来語・外国語についての意識 ⑤情報機器の発達が国語に及ぼす影響	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成 九年度	国語をめぐる現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の在り方について調査し、今後の施策の参考とする。	①敬語についての意識 ②その他の言葉遣いについての意識 ③外来語の理解度	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成一〇年度	国語をめぐる現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の在り方について調査し、今後の施策の参考とする。	①敬語や言葉遣いに関すること ②漢字の字体に関すること ③外来語などの理解度など	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法

平成一一年度	現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査を行い、国語施策の立案に資する。	①敬語や言葉遣いに関すること ②国際化時代の日本語に関すること ③その他	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成一二年度	現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査を行い、国語施策の立案に資する。	①言葉遣いの乱れ、その他言葉遣いに関すること ②ことわざ、外来語の認識に関すること ③ローマ字表記に関すること	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成一三年度	社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査を行い、国語施策の立案に資する。	①国語の大切さや「美しい日本語」についての認識 ②日本人の日本語能力 ③言葉遣いなど言語生活の実態	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成一四年度	現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査し、今後の国語施策の立案に資する。	①国語力についての認識 ②外来語の定着度 ③言葉遣いなど言語生活の実態	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
平成一五年度	現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査し、今後の国語施策の立案に資する。	①言葉遣いについての意識	全国一六歳以上

平成一六年度	現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査し、今後の国語施策の立案に資する。	② 言葉の書き表し方、敬語、慣用句など ③ 携帯電話や電子メールの使用実態	三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法
	現代の社会状況の変化に伴う、日本人の国語意識の現状について調査し、今後の国語施策の立案に資する。	① 敬語の使い方について ② 常用漢字表について ③ 手書きや手紙について ④ 慣用句等の言葉遣いについて	全国一六歳以上 三千人 層化二段無作為抽出法 面接聴取法

6 その他の取組

「言葉が乱れている」という意見を耳にする機会が多くなり、何か対策を考えていくことが必要なのではないかという認識から、「美しい日本語について語る会」が立ち上げられた。この会は、平成一三年三月、佐々木正峰文化庁長官（当時）の提唱で「現在、いわゆる「言葉の乱れ」が指摘されている中で、美しく豊かな日本語を一人一人が意識し、これを広く国民の間に浸透させるための方策等について共に語り、検討・協議を行う」ことを目的としたものである。一年間にわたる討議の成果をまとめ、『美しい日本語のすすめ』（美しい日本語について語る会編・財務省印刷局発行）を平成一四年五月に発行した。美しい日本語を使うためには、表現の仕方と言葉そのものの美しさに留意する必要があるという認識の下、具体的な提言を示している。「美しい日本語について語る会」の委員は、中西進座長以下、学校現場から石川和男、マスコミから奥田尚良、小池保、落語界から春風亭小朝、

狂言界から野村与十郎、オペラ界から林美智子、翻訳界・演劇評論界から松岡和子の八名であった。

「美しい日本語について語る会」の発足と併せて、言葉遣いや表現について実践的に学ぶ機会を設ける必要があるという認識の下、「言葉」について考える「親と子のためのワークショップ」を新たに実施することになった。事業の趣旨は、「各界の著名人等を講師に迎え、親と子が共に参加して適切な言葉遣いや言葉による表現等を実践的に学ぶ機会を提供することにより、言葉に関する関心を高め、正しい日本語を使うとする意識の高揚を図る。」となっている。平成一三年度は、北海道、新潟県、埼玉県、東京都、岡山県、徳島県の六か所で開催した。平成一四年度は、山形県、新潟県、東京都、静岡県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県（二か所）、愛媛県、福岡県、長崎県の一二か所で開催し、平成一五年度は、北海道、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県の一九か所で開催し、平成一六年度は、北海道、宮城県、山形県、福島県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、広島県、山口県、香川県、大分県の一六か所で開催した。平成一五年度からは、「ワークショップ」という外来語が分かりにくいのではないかという問題、「親と子」という限定による参加者募集の困難さとより広く学ぶ機会を提供すべきではないかという要望などを考慮し、「言葉」について考える体験事業と改称し、「親と子」という制限を緩めた。事業の趣旨は、「言葉について高い見識・技能を有する有識者を講師に迎え、適切な言葉遣いや言葉による表現等を実践的に学び、体験する機会を提供することにより、児童生徒を中心に言葉に関する関心を高め、正しい日本語を使うとする意識の高揚を図る。」となっている。

国語に関する調査を行ってきた国の審議会等の活動は、明治三五年に始まり、平成一四年で百年を迎えた。こ

の機会に、国民の国語施策に対する理解を深め、国語に対する関心を高める更なるきつかけ作りを進めることになった。インターネットにより国語施策や国語審議会に関する情報を提供するために、「国語施策情報システム」(<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>)を開設した。「国語表記の基準」として「内閣告示・内閣訓令」「参考資料」「国語に関する審議会等」として「官制に基づく国語審議会」「法律・政令に基づく国語審議会」「文化審議会国語分科会」、「各期国語審議会の記録」を順次見ることができるようになっている。なお、本システムは、平成一七年三月までに、戦後の審議会の記録や内閣告示・訓令となったもの等まで載せており、順次資料を追加していく予定である。インターネットでの公開だけでなく、国語施策百年の展開を見通せる、国語施策の基礎資料となることを目指して『国語施策百年史』(本誌)の編集も行われた。また、『国語施策百年史』と併せて、国語審議会百年を記念して、国語施策の歩みを振り返り、その意義を考えるよすがとなる記念誌『国語施策百年の歩み』(文化庁編集・発行 平成一五・三)を発行した。参考までに『国語施策百年の歩み』の内容を、目次を引用することでお紹介しておく。

『国語施策百年の歩み』に寄せて(河合隼雄)

巻頭随想 国語施策百年を振り返る(野元菊雄)

座談会 「戦後国語施策の発端―昭和二十年代を振り返る―」(林大、柴田武、野元菊雄、斎賀秀夫、岩淵匡)

論文 国語調査委員会と上田萬年(清水康行)

臨時国語調査会と漢字・仮名遣い(山東功)

明治から終戦までの教科書に表れた国語施策(古田東朔)

国語施策と「国字ローマ字化」問題(茅島篤)

戦後国語施策と新聞(斎賀秀夫)

戦後漢字施策と国語教育(小林一仁)

随筆・回想

「送り仮名の付け方」誕生(島田昌彦)

新漢字表試案から常用漢字表答申まで(林四郎)

「現代かなづかい」から「現代仮名遣い」へ(山口佳也)

外来語の表記の審議(石綿敏雄)

沖縄と国語国字問題と教育と(倉沢栄吉)

当用漢字から常用漢字へ(鈴木孝夫)

二十一年間(寺島アキ子)

戻ってきた犬にはテンがなかった(林巨樹)

JIS漢字表について考える(森岡健二)

国語審議会の思い出(築島裕)

国語審議会委員九星霜―なつかしい思い出など―(野地潤家)

「方言のあったかみ」(辰濃和男)

「やる」か「あげる」か(石井英夫)

小部屋の思い出(俵万智)

国語審議会を締めくくる答申をして(清水司)

資料 国語に関する審議会等の流れ

国語に関する審議会等名簿

戦後国語施策の流れ

国語施策年表

最後に、ここまで紹介してきた「国語問題研究協議会」「国語施策懇談会」「国語に関する世論調査」「言葉」について考える体験事業」については、平成一六年二月の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」においても、「これらは今後とも継続し、発展可能なものは拡充して、なお一層進めていくべきである」と述べられていることも付記しておく。

二 各種資料

1 国語シリーズ〈B6判〉発行一覧

著作権所有 No.1～64 文部省
No.65～67 文化庁

No.	書名	発行年月	発行所	復刻版の巻次
1	やさしい新聞文章	昭26.3	白龍社	Ⅶ
2	公用文の合理化	昭26.5	〃	Ⅶ
3	漢字指導の問題	昭27.6	統計出版	Ⅵ
4	国語問題要領解説	昭27.6	〃	I
5	名まえとその文字	昭26.12	立春社	Ⅵ
6	話しことばの性格 話しことばの表現	昭27.6	統計出版	Ⅳ
7	国語問題をこう考える	昭27.3	—	I
8	現代かなづかいの意義	昭27.6	統計出版	I
9	入門期におけるローマ字文の 学習指導	昭27.6	〃	—
10	やや進んだ段階におけるロー マ字文の学習指導	昭28.7	光風出版	—
11	方言と国語教育	昭28.7	〃	Ⅳ
12	明治以後におけるかなづかい 問題	昭28.7	〃	I
13	漢字と国語教育	昭28.7	〃	Ⅵ
14	国語問題問答	昭28.7	—	—
15	美しい標準語	昭28.7	〃	Ⅳ
16	国語のために	昭29.9	〃	I
17	近世の国語教育	昭29.9	〃	Ⅲ
18	さらに進んだ段階における ローマ字文の学習指導	昭29.10	〃	—
19	国語問題問答 第2集	昭29.10	〃	—
20	語源をたずねて	昭29.10	〃	Ⅷ
21	公用文の書き方 資料集	昭29.9	〃	—
22	国語の慣用語	昭30.10	明治図書 出版	Ⅷ

No.	書名	発行年月	発行所	復刻版の巻次
47	外国における国語の問題 —ドイツ・トルコ・中国—	昭35.9	光風出版	I
48	外国人に対する日本語教育	昭35.11	〃	V
49	表現と解釈の問題	昭37.3	〃	IX
50	続・教科書から見た明治初期 の言語・文字の教育	昭37.3	〃	III
51	児童・生徒の語い力の調査 本調査(昭和33年度)[小 学校第6学年]	昭37.3	〃	—
52	児童・生徒の語い力の調査 (小学校第4学年)	昭38.2	〃	—
53	当用漢字字体表の問題点	昭38.10	〃	VI
54	外国人からみた日本語	昭38.2	〃	V
55	国語改善と国語教育	昭38.4	教育図書	—
56	国語表記の問題	昭38.4	〃	VII
57	文章表現の問題	昭38.4	〃	X
58	児童・生徒の語い力の調査 本調査(昭和35年度)[中 学校第3学年]	昭39.9	〃	—
59	児童・生徒の語い力の調査 (昭和37年度)[低学年の 学習語]	昭39.9	〃	—
60	慣用語句とその教育上の問題	昭39.9	〃	VIII
61	方言の見方・考え方	昭39.9	〃	IV
62	日本語と英語	昭39.9	〃	V
63	児童・生徒の語い力の調査 本調査(昭和36年度)[中 学校第1学年]	昭42.5	大日本図 書	—
64	各種漢字表・字種一覧	昭43.3	東洋館出 版社	—
65	言文一致の発生	昭44.3	第一法規	III
66	作文における評価 国語表現 法の教育	昭45.3	〃	IX
67	児童の読み書きの力—当用漢 字について—	昭47.3	大蔵省印 刷局	—

No.	書名	発行年月	発行所	復刻版の巻次
23	ローマ字問題資料集 第1集	昭30.3	明治図書 出版	—
24	漢字の学年配当	昭30.3	〃	—
25	法令用語の改正	昭30.6	〃	VII
26	国語問題問答 第3集	昭30.3	〃	—
27	外来語の表記 資料集	昭30.3	〃	—
28	標準語と方言 第1集	昭31.11	〃	IV
29	国語問題問答 第4集	昭31.11	〃	—
30	国語教育と国語問題	昭31.11	〃	II
31	標準語と方言 第2集	昭31.12	〃	IV
32	国語と国語教育	昭31.11	〃	II
33	国語問題問答 第5集	昭32.10	光風出版	—
34	敬語とその教育	昭32.10	〃	II
35	現代かなづかいと正書法	昭32.10	〃	VII
36	教科書から見た明治初期の言 語・文字の教育	昭32.9	〃	III
37	国語問題問答 第6集	昭33.3	〃	—
38	国語教育と文法教育	昭33.9	〃	II
39	文章の構成法—コンポジショ ン—	昭33.9	〃	X
40	国語の表現に及ぼした英語の 影響	昭33.9	〃	V
41	児童生徒の語い力の調査 準備調査(昭和32年度) 〔第1分冊〕	昭35.2	明治図書 出版	—
42	児童生徒の語い力の調査 準備調査(昭和32年度) 〔第2分冊〕	昭35.2	〃	—
43	標準語と方言 第3集 —あらたまってものを言う場 合にも出る方言について—	昭36.1	〃	—
44	国語問題問答 第7集 送り 仮名の付け方特集	昭35.2	〃	—
45	ことばと教育	昭35.2	〃	II
46	古典と現代語	昭35.2	〃	IX

外国人に対する日本語教育	48
外国人から見た日本語	54
日本語と英語	62
VI 漢字	昭49.3
標 題	旧版No.
漢字指導の問題	3
名まえとその文字 (第2部「人名漢字表別表」)	5
漢字と国語教育	13
当用漢字字体表の問題点	53
VII 表現・表記	昭49.3
標 題	旧版No.
やさしい新聞文章	1
公用文の合理化	2
法令用語の改正	25
現代かなづかいと正書法 現代かなづかいの問題点 (正書法について)	35
国語表記の問題	56
VIII 語源・慣用語	昭50.4
標 題	旧版No.
語源をたずねて	20
国語の慣用語	22
慣用語句とその教育上の問題	60
IX 国語教育II	昭50.4
標 題	旧版No.
古典と現代語	46
表現と解釈の問題	49
作文教育における評価・国語表現法の教育	66
X 文章の構成・表現	昭50.4
標 題	旧版No.
文章の構成法—コンポジション—	39
文章表現の問題	57

2 覆刻文化庁国語シリーズ〈B5判、巻末書名・人名索引付き〉

発行一覧

著作権所有 文化庁
 企画・編集 株式会社 信光社
 発行所 教育出版株式会社

I 国語問題	昭48.10
標 題	旧版No.
国語問題要領解説	4
国語問題をこう考える	7
現代かなづかいの意義	8
明治以後におけるかなづかい問題	12
国語のために	16
外国における国語の問題 —ドイツ・トルコ・中国—	47
II 国語教育	昭48.10
標 題	旧版No.
国語教育と国語問題	30
国語と国語教育	32
敬語とその教育	34
国語教育と文法教育	38
ことばと教育	45
III 国語改善と教育	昭48.11
標 題	旧版No.
近世の国語教育	17
教科書から見た明治初期の言語・文字の教育	36
続・教科書から見た明治初期の言語・文字の教育	50
言文一致の発生	65
IV 標準語と方言	昭48.11
標 題	旧版No.
話しことばの性格・話しことばの表現	6
方言と国語教育	11
美しい標準語	15
標準語と方言 第1集	28
標準語と方言 第2集	31
方言の見方・考え方	61
V 外国語と日本語	昭49.3
標 題	旧版No.
国語の表現に及ぼした英語の影響	40

No.	書名	年度	発行年月
32	言葉遣い	平元	平2.3
33	言葉に関する問答集16	平元	平2.3
34	言葉の意味	平2	平3.3
35	言葉に関する問答集17	平2	平3.3
36	話し合い	平3	平4.3
37	言葉に関する問答集18	平3	平4.3
38	言葉と環境	平4	平4.3
39	言葉に関する問答集19	平4	平5.3
40	言葉の教育	平5	平6.3
41	言葉に関する問答集20	平5	平6.3

4 新「ことば」シリーズ発行一覧

No.	書名	年度	発行年月	編集・発行	印刷
1	国際化と日本語	平6	平7.3	文化庁	大蔵省印刷局
2	言葉に関する問答集—敬語編—	平6	平7.3	〃	〃
3	日本語教育	平7	平8.3	〃	〃
4	言葉に関する問答集—敬語編(2)—	平7	平8.3	〃	〃
5	辞書	平8	平9.3	〃	〃
6	言葉に関する問答集—外来語編—	平8	平9.3	〃	〃
7	言語表現の工夫	平9	平10.3	〃	〃
8	言葉に関する問答集—外来語編(2)—	平9	平10.3	〃	〃
9	情報化時代の言語能力	平10	平11.3	〃	〃
10	言葉に関する問答集—意味の似た言葉—	平10	平11.3	〃	〃
11	豊かな言語生活のために	平11	平12.3	国立国語研究所	〃
12	言葉に関する問答集—言葉の使い分け—	平11	平12.3	〃	〃
13	「ことば」を調べる考える	平12	平13.3	〃	財務省印刷局

3 「ことば」シリーズ発行一覧

編集・発行 文化庁
印刷 大蔵省印刷局

No.	書名	年度	発行年月
1	敬語	昭48	昭49.3
2	言葉のしつけ	昭49	昭50.5
3	言葉に関する問答集1	昭49	昭50.5
4	外来語	昭50	昭51.7
5	言葉に関する問答集2	昭50	昭51.6
6	標準語と方言	昭51	昭52.6
7	言葉に関する問答集3	昭51	昭52.9
8	和語・漢語	昭52	昭53.6
9	言葉に関する問答集4	昭52	昭53.6
10	日本語の特色	昭53	昭54.4
11	言葉に関する問答集5	昭53	昭54.4
12	話し言葉	昭54	昭55.4
13	言葉に関する問答集6	昭54	昭55.4
14	あいさつと言葉	昭55	昭56.4
15	言葉に関する問答集7	昭55	昭56.4
16	漢字	昭56	昭57.3
17	言葉に関する問答集8	昭56	昭57.3
18	言葉と音声	昭57	昭58.3
19	言葉に関する問答集9	昭57	昭58.3
20	文章の書き方	昭58	昭59.3
21	言葉に関する問答集10	昭58	昭59.3
22	話し方	昭59	昭60.3
23	言葉に関する問答集11	昭59	昭60.3
24	続敬語	昭60	昭61.3
25	言葉に関する問答集12	昭60	昭61.3
26	日本語と外国人	昭61	昭62.3
27	言葉に関する問答集13	昭61	昭62.3
28	言葉の変化	昭62	昭63.3
29	言葉に関する問答集14	昭62	昭63.3
30	言葉の伝達 —コミュニケーション—	昭63	平元.3
31	言葉に関する問答集15	昭63	平元.3

No.	テ ー マ	年度	発行年月	制 作
7	ことばの国の裁判 —誤解を招かない表現— 美しい日本語 楽しい語源 くらしの中の音声訓練 —子音を中心に—	昭61	昭62.3	英映画社
8	ことばはパスワーク —頼む時・断る時— 美しい日本語 楽しい語源 —その2—朗読の魅力	昭62	昭63.3	岩波映画製作所
9	旅の出会い ことばの出会い —ものの尋ね方— 美しい日本語 楽しい語源 —その3— 心に残るスピーチ	昭63	平元.3	学習研究社映像ソフト部
10	花か車か —家庭での話し合い— 類義語 —豊かな表現のために— 朗読の魅力 —その2—	平元	平2.3	日本テレビ放送網文化事業団
11	適切な言葉遣い —敬語を中心に— くらしの中の音声 —談話を中心に—	平2	平3.3	テレビ朝日映像
12	慣用的な表現 くらしの中の音声 —せりふの練習—	平3	平4.3	学習研究社映像ソフト局
13	言葉と環境 言葉遊び	平4	平5.3	共同テレビジョン
14	国際化時代の日本語 くらしの中の音声 ・—アクセント—	平5	平6.3	共同テレビジョン
15	心をつなぐ言葉 —豊かなコミュニケーション— 「あいうえお」と「いろは」	平6	平7.3	テレビ朝日映像
16	論理的な話し方 —ディベートを活用して— やまとことばの世界 —その豊かな想像力—	平7	平8.3	毎日映画社
17	自己紹介から始まるあなたと私 あいさつが心をつなぐ	平8	平9.3	毎日映画社

No.	書 名	年度	発行年月	編集・発行	印 刷
14	言葉に関する問答集 —よくある「ことば」の質問—	平12	平13.3	国立国語研究所	財務省印刷局
15	日本語を外から眺める	平13	平14.3	〃	〃
16	ことばの地域差 —方言は今—	平14	平15.3	〃	〃
17	言葉の「正しさ」とは何か	平15	平16.3	〃	国立印刷局
18	伝え合いの言葉	平16	平17.3	〃	〃

5 文化庁製作ビデオシリーズ「美しく豊かな言葉をめざして」— 一 覧

No.	テ ー マ	年度	発行年月	制 作
1	言葉のしつけ 敬語 —謙譲語— 生きたあいさつ	昭55	昭56.3	テレビ朝日映像
2	適切な表現 —気がおける、気がおけない— 敬語 —尊敬語— はっきりした発音	昭56	昭57.3	テレビ朝日映像
3	聞き上手 敬語 —丁寧語— 幼児の言葉のしつけ —0歳から3歳ごろまで—	昭57	昭58.3	TBS映画社
4	敬語を適切 話し方を分かりやすく 正確な用語で	昭58	昭59.3	日本テレビ放送網文化事業団
5	実りある話し合い —会合の場合を中心に— くらしの中の音声訓練 —発音を中心に— 幼児の言葉のしつけ —3歳から5・6歳まで—	昭59	昭60.3	東京シネ・ビデオ
6	分かりやすい用語で 電話の言葉づかい くらしの中の音声訓練 —母音を中心に—	昭60	昭61.3	岩波映画製作所

No.	テ ー マ	年度	発行年月	制 作
18	おわびとお礼 —心を言葉で伝える— 言葉の使い分け —丁寧な言葉と友だち言葉—	平9	平10.3	東京シネ・ビデオ
19	対話を組み立てる —上手な聞き方— 一言の大切さ —言葉の働きと効果—	平10	平11.3	東京シネ・ビデオ
20	伝わっていますか？ ドラマ編 —分かりやすい説明— 伝わっていますか？ 解説編 —分かりやすい説明のために—	平11	平12.3	日本テレビビデオ
21	表現を豊かにするために ドラマ編 —「かわいい」ってどういうこと？ 解説編	平12	平13.3	東京シネ・ビデオ

6 国立国語研究所「ことばビデオ」シリーズ<豊かな言語生活をめざして>—覧

No.	テ ー マ	年度	発行年月	制 作
1	相手を理解する —言葉の背景を見つめると…—	平13	平14.3	東京シネ・ビデオ
2	コミュニケーションの「丁寧さ」 「ほめる」というはたらきかけ	平14	平15.3	東京シネ・ビデオ
3	方言の旅	平15	平16.3	東京シネ・ビデオ
4	暮らしの中の「あいまいな表現」	平16	平17.3	東京シネ・ビデオ

7 研究協議会等

国語問題研究協議会等開催地一覧

元号	昭和	年	北道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
		48																							
		47																							
		46																							
		45																							
		44			問																				
		43																							
		42																							
		41																							
		40																							
		39																							
		38																							
		37																							
		36							教																
		35																							
		34																							
		33																							
		32																							
		31																							
		30																							
		29																							
		28																							
		27																							
		26																							
		25																							

東日本地区

教：国語教育研究協議会 問：国語問題研究協議会（昭和43年に「国語教育研究協議会」から改称）
 説：説明協議会・答申説明会 兼：国語問題研究協議会兼答申説明会 施：国語施策懇談会
 ※開催地については、若干のものなどがある可能性がある。
 ※このほか、随時、答申や報告についての説明会・協議会等を各地で行っている。

平成16年度「言葉」について考える体験事業開催一覧

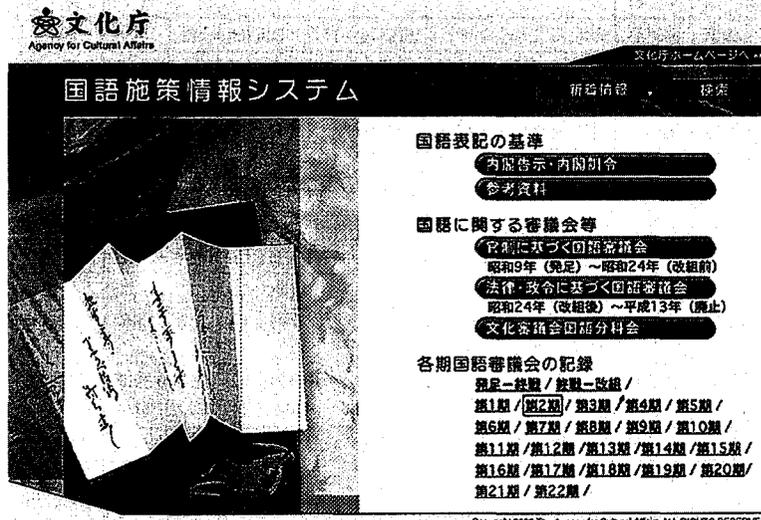
都道府県	区市町村	会場	開催日	講師	内容
北海道	滝上町	滝上町文化センター	平成16年11月3日(火)	野村 道子	朗読
宮城県	仙台市	仙台文学館	平成16年10月29日(金)	城戸 朱里 和合 亮一	詩
山形県	酒田市	市立北平田小学校	平成16年10月5日(火)	野村 道子 水垣 洋子	朗読
福島県	会津本郷町	会津本郷町公民館	平成16年10月24日(日)	梨羽 侑里	朗読
神奈川 県	小田原市	小田原アリーナ	平成16年10月30日(土)	やすみりえ	川柳
石川県	小松市	第一地区コミュニ ティセンター	平成16年10月16日(土)	増田 喜昭	読み聞かせ
岐阜県	各務原市	村国座	平成17年1月15日(土) ・16日(日)	市川段治郎 市川 春猿	歌舞伎
愛知県	御津町	御津町文化会館	平成16年11月13日(土)	やすみりえ	川柳
滋賀県	長浜市	長浜市民交流セン ター	平成16年10月2日(土)	田中 真弓	アフレコ
京都府	長岡京市	市立長岡第四小学校	平成16年10月8日(金)	伊藤えん魔	語り
大阪府	大阪市	府立住吉高等学校	平成16年12月17日(金)	梶内 淳	キャッチ コピー
岡山県	岡山市	県立岡山操山中学校	平成17年1月31日(月)	平田オリザ 山内 健司 横山 仁一 夏井 孝裕	演劇
広島県	福山市	福山市中央公民館	平成16年11月6日(土)	楠かつのり	詩のボク シング
山口県	和木町	和木町文化会館	平成17年2月19日(土) ・20日(日)	森 さゆり	演劇
香川県	高瀬町	農村環境改善セン ター	平成16年11月27日(土)	林家 染二 柳家 一琴	落語
大分県	臼杵市	臼杵市中央公民館	平成16年11月20日(土)	林家 染二 柳家 一琴	落語

平成15年度「言葉」について考える体験事業開催一覧

都道府県	区市町村	会場	開催日	講師	内容
北海道	追分町	追分町公民館	平成15年9月20日(土)	伊藤えん魔	演劇
岩手県	花巻市	花巻パル	平成15年12月6日(土)	幸田 弘子	朗読
秋田県	雄和町	雄和町公民館	平成15年12月6日(土)	野村 道子	発声・朗 読
山形県	飯豊町	町民総合センター 「あーす」	平成16年3月29日(月)	谷山 浩子	作詞・歌
栃木県	宇都宮市	県立図書館	平成16年2月21日(土)	野村 道子	発声・朗 読
千葉県	茂原市	東部台文化会館	平成16年2月15日(日)	幸田 弘子	朗読
東京都	目黒区	都立駒場高等学校	平成16年3月20日(土)	アゴラ劇場 「オリジナルのワーク ショップを 創る研究会」	演劇
神奈川 県	小田原市	マロニエホール	平成16年2月7日(土)	工藤 直子	詩・朗読
愛知県	御津町	御津町文化会館	平成15年8月20日(水)	やすみりえ	川柳
三重県	伊勢市	生涯学習センター 「いせトピア」	平成16年1月18日(日)	市川笑三郎	歌舞伎
和歌山 県	橋本市	市立学文路中学校	平成16年3月10日(水)	工藤 直子	詩・朗読
島根県	宍道町	農村環境改善セン ター	平成16年1月25日(日)	藤岡 大拙	方言
広島県	三原市	三原リージョンプラ ザ	平成16年1月31日(土)	林家 染二 柳家 一琴	落語
山口県	和木町	総合コミュニティセ ンター	平成16年1月24日(土)	新井 道子	アナウ ンス
徳島県	徳島市	県立文学書道館	平成16年1月7日(水)	梨羽 侑里	朗読劇
愛媛県	松山市	県民文化会館	平成16年1月11日(日)	西川 信廣	演劇
福岡県	小郡市	小郡市文化会館	平成15年8月22日(金) ・23日(土)	楠かつのり	詩のボク シング
長崎県	長崎市	長崎ブリックホール	平成15年11月29日(土)	坂手 洋二	演劇
大分県	臼杵市	久家大蔵	平成15年12月20日(土)	小山 菜美	アフレコ

9 国語施策情報システム (表紙ページ)

<http://www.bunka.go.jp/kokugo/>



本書(国語施策百年史)と国語施策情報システムは、それぞれを補完するものとして位置付けている。

第二節 国立国語研究所の活動

一 設立までの経緯

国立国語研究所(以下、本節では引用箇所を除き「研究所」と略す。)は、昭和二十三年二月二〇日に設立された。明治以降、国語問題についての議論や施策が行われる過程で、広範な問題について科学的な調査研究を本格的に行い得る専門機関の必要性が指摘された。この間の事情について、初代研究所長西尾実は、研究所設立初年度の研究事業の概要を報告する『昭和二十四年度国立国語研究所年報1』の「はじめに」に、次のように端的に記述している。

「われわれが当面している国語問題の解決には、その前提として広範な国語の調査研究が必要であり、そのためには、適当な研究機関を設立しなくてはならぬということが、先覚によって唱えられたのは、明治三〇年代のことであって、それからすでに五〇年を経過している。そのあいだ、国語調査委員会・臨時国語調査会等が相ついで設けられ、しかも、すぐれた業績があげられていたにもかかわらず、問題の広大に比べて、機関の規模が小さく、かつ、政府の変動によって、その存廃が問題にされやすく、ために落ち着いて継続的に調査研究を計画し実施することができないという事情になやんでいたが、それも、ついに廃止のやむなきにいたっていた。一九三四(昭和九)年に、国語問題に関する文部大臣の審問機関として、国語審議会が設けられ、重要問題が審議せられたけれども、いつも、審議の基礎たるべき確実な調査研究の成果が得られな

いことが、どうすることもできない根本的欠陥になっていた。

こうした歴史的な事情を受けて研究所は設立されるに至ったが、その設立にかかわる直接的な契機としては、次の二つがあった。

一つは、設立前年の昭和二十一年九月に国語審議会が文部大臣に対して行った建議である。その内容は、「国語審議会は、国語国字問題の重要性にかんがみ、大規模の基礎的調査機関を設けて、その根本的解決をはかられんことを望む。」というものであった。また、二十二年七月には、民間の「国民の国語運動連盟」（世話人の安藤正次はじめ六名。）により「国字国語問題の解決についての請願」が第一回国会の衆参両院に提出され、同年一月には参議院、一二月には衆議院の各本会議で「国字国語問題の研究機関設置に関する請願」として採択されて内閣に回付された。

請願の回付を受けた政府は、昭和二十三年四月、同年中に国立の国語研究機関を設立するという文部省方針を基に「政府としてはその実現に極力努める」という閣議決定を行った。文部省は、同年六月に国立国語研究所創設準備委員会を、八月には同創設委員会を設け、研究所の基本的性格及び「国立国語研究所設置法案」について審議を委嘱した。創設委員として審議に参画したのは、安藤正次（国語審議会会長）、柳田国男（民俗学会会長）、土岐善麿（ローマ字運動本部委員長）、金田一京助（日本語学会会長）、西尾実（後に国立国語研究所初代所長）を含む一八名であった。

二 設置法の成立から設立へ

研究所創設委員会において審議された「国立国語研究所設置法案」は、昭和二十三年一月の閣議決定を経て第三回国会に提出され、同月二五日に衆議院で、翌二六日に参議院でそれぞれ可決された。

この国会での文部大臣の法案提案理由説明には、国立の国語研究機関を必要とする理由に関して、以下のような文言が含まれていた。

わが国における国語国字の現状を顧みますときに、国語国字の改良の問題は、教育上のみならず、国民生活全般の向上に、きわめて大きな影響を与えるものでありまして、その解決は、祖国再建の基本的条件であると申しても過言ではありません。

しかしながら、その根本的な解決をはかるためには、国語および国民の言語生活の全般にわたり、科学的総合的な調査研究を行う大規模な研究機関を設けることが、絶対に必要なのであります。

言い換えますならば、国語国字のような国家国民に最も関係の深い重大な問題に対する根本的な解決策をうち立てますためには、このような研究機関によって作成される科学的な調査研究の成果に基づかなければならないと存じます。

可決された「国立国語研究所設置法」は、法律第二五四号として昭和二十三年二月二〇日に公布され、同日施行された。同法の根幹的な部分である第一条「目的及び設置」、第二条「事業」の条文は次のとおりであった。

第一条 国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築

くために、国立国語研究所（以下、研究所という。）を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

第二条 研究所は、次の調査研究を行う。

- 一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究
 - 二 国語の歴史的発達に関する調査研究
 - 三 国語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究
 - 四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究
- 2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。
- 一 国語政策の立案上参考となる資料の作成
 - 二 国語研究資料の集成、保存及びその公表
 - 三 現代語辞典、歴史的国語辞典その他研究成果の編集及び刊行

三 発足及びその後の設置形態等の変遷

「国立国語研究所設置法」の公布と施行を受けて、研究所は昭和二十三年二月二〇日に正式に発足した。翌二四年一月三十一日には西尾実が初代所長に就任し、同年四月から本格的に研究事業が開始された。

その後、研究所は根拠法規、所管省庁、所在地、所内組織などに変遷を経た。そのうち主なものを摘記する。

1 根拠法規・所管省庁・設置形態

昭和二十三年

「国立国語研究所設置法」。文部大臣所轄。文部省直轄機関。

昭和四三年

「国立国語研究所設置法」。文化庁長官所轄。文化庁附属機関。

昭和五九年

「国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」により、「国立国語研究所設置法」が廃止され、研究所は、「文部省組織令」及び「国立国語研究所組織令」を根拠とする機関となった。「文部省組織令」第一〇九条は旧・設置法の第一条、「国立国語研究所組織令第二条」は旧・設置法の第二条を受け継ぐ内容である。文化庁所轄。文化庁附属機関。

平成一三年

「中央省庁等改革の推進に関する方針」〔中央省庁等改革推進本部決定〕により、独立行政法人に移行。「独立行政法人国立国語研究所法」〔平成一三・一施行〕。主務大臣は文部科学大臣。主務省庁は文部科学省。

現在の研究所を規定する「独立行政法人国立国語研究所法」のうち、研究所の目的（第三条、業務の範囲（第十条）は以下のとおりである。

第三条 独立行政法人国立国語研究所（以下、研究所という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

第十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと

と。

- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

これらのうち「国語及び国民の言語生活に関する科学的な調査研究」「これに基づく資料の作成や公表」などの部分は、旧「国立国語研究所設置法」や「文部省組織令」の内容を受け継ぐものであるが、これら以外に主として以下の二点で異なるものとなっている。

○(目的) 旧……調査研究を行い、あわせて国語の合理化の確実な基礎を築くために……。

現……を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを……。

○「外国人に対する日本語教育」に関する調査研究や資料の作成、公表、日本語教育に従事する者への研修は、法人化前の旧・設置法や「文部省組織令」には掲げられておらず、昭和四九年の「国立国語研究所組織規程」(所長裁定の所内規程)において規定された研究事業であり、日本語教育部(昭和五一年に日本語教育センターに改組)が担当するものであった。法人化後は、「独立行政法人国立国語研究所法」に目的と業務の範囲として明記され、日本語教育部門が担当するところとなった。

2 所在地

昭和二三年～ 明治神宮外苑の聖徳記念絵画館(宗教法人明治神宮所有)の階下を借用。

昭和二九年～ 神田一ツ橋の一橋大学施設を借用。

昭和三七年～ 北区西が丘の独立庁舎(旧日本陸軍兵器補給廠庁舎、昭和四〇年代に改築)。

平成一七年～ 立川市緑町の新設独立庁舎

3 歴代所長

初代・西尾実(昭和二四年～)、二代・岩淵悦太郎(昭和三五年～)、三代・林大(昭和五一年～)

四代・野元菊雄(昭和五七年～)、五代・水谷修(平成二年～)、六代・甲斐陸朗(平成一〇年～)

4 所内組織

当初、研究所は、研究第一部、研究第二部、庶務部の三つの所内組織で構成され、研究第一部は現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究を、研究第二部は国語教育及びマスコミュニケーション(当時の表記では「マスコミュニケーション」)の調査研究をそれぞれ担当する部署とされた。

その後の所内組織の変遷については詳述を割愛するが、概括すれば、昭和二〇～四〇年代は、話し言葉研究室・書き言葉研究室・地方言語研究室・言語教育研究室・言語効果研究室・近代語研究室・資料研究室等を配した組織、昭和五〇年代～平成一二年は、言語体系研究室・言語行動研究室・言語変化研究室・言語教育研究室・言語計量研究部・情報資料研究部・日本語教育センター(日本語教育研究室・日本語教育指導普及部・国語辞典編集室等

を配した組織、平成一三年度の法人化後は研究開発部門・日本語教育部門・情報資料部門の三部門構成で、それぞれの時代の研究活動が担われ、すべての時代を通じて管理事務部門がこれを支えた。

四 研究活動の特色

半世紀を超える研究所の研究活動は、文字通り多岐にわたる。その主な特徴は次のように概括・列挙できる。

- 現代日本語に関する科学的な調査研究を、音声・語彙・文法など言語体系の領域のみならず、これらが実生活で用いられる言語運用の実態の領域にも拡大し、「言語生活研究」という新たな研究領域を開拓した。
- 敬語・方言・共通語化等に関する大規模かつ経年的な社会調査研究を実現し、「社会言語学」を創始した。
- 方言の実態に関して全国規模の調査を行い、国内全域を詳細に見渡す方言分布地図を作成刊行した。
- 語彙、文字等に関する大規模な計量的調査研究を開拓した。このために人文科学領域としては早くから（昭和二年）電子計算機を導入して活用するとともに、電子計算機で漢字を扱うための基礎応用技術の開発に寄与した。また、これらの成果を「常用漢字表」をはじめとする国字政策の審議・立案に提供した。
- 児童生徒の言語能力の発達等に関して、実証的・経年的な調査研究を行い、国語教育施策に寄与した。
- 非母語話者への日本語教育が本格化した昭和四〇年代後半以降、教育の内容と方法の研究、視聴覚教材や指導参考書の先駆的開発、教師の養成・研修などを行い、日本語教育の基盤整備と人材育成に寄与した。これらはいずれも、旧・設置法以来、現在も掲げられる研究所の設置目的「国語及び国民の言語生活に関する科学的な調査研究」として行われたものといえる。これらを実施するうえで、研究所は当初から研究所の内外に

わたる共同研究を基本とした体制をとっているが、このことも研究所の研究活動の特色として特記できる。

五 研究成果の広がり

研究所は、研究事業の成果として『国立国語研究所報告』『国立国語研究所資料集』をはじめとする各種の成果物シリーズを公表しており、近年は成果を電子化しインターネットを通じて公表・供用することにも意が注がれている。以下に、研究成果の領域を分類し、一部の成果刊行物を摘記する（分類は『国立国語研究所概要』二〇〇三年版に基づく）。成果物の一覧は、研究所ホームページ（<http://www.kokken.go.jp>）に掲載されている。主な報告書については、内容本文が電子化・公表されており、インターネットを通じて閲覧も可能である。

- 音声・音韻研究 『X線映画資料による母音の発音の研究』『日本語の母音、子音、音節』等
- 文字・表記調査 『現代新聞の漢字』『送りがない意識の調査』『現代表記のゆれ』『現代雑誌の漢字調査』等
- 語彙表・語彙調査 『分類語彙表（増補改訂版）』『現在雑誌九十種の用語用字』『教科書の語彙調査』等
- 語彙研究 『類義語の研究』『動詞の意味・用法の記述的研究』『専門語の諸問題』『日本語基本語彙』等
- 文法研究 『現代語の助詞・助動詞』『話しことばの文型』『現代日本語動詞のアスペクトとテンス』『比喩表現の理論と分類』等

- 言語生活調査・社会言語学研究 『地域社会の言語生活（鶴岡における共通語化経年調査）』『敬語と敬語意識（岡崎における敬語経年調査）』『待遇表現の実態』『大都市の言語生活』『言語行動の日独比較』『各地方言親族語彙の言語社会学的研究』『学校の中の敬語』等

- 方言研究 『日本語方言の記述的研究』『方言の諸相』『方言研究法の探索』等
 - 方言地図・方言資料 『沖縄語辞典』『日本語地図』『方言文法全国地図』『全国方言談話データベース』
日本のふるさとことば集成』等
 - 言語教育・言語発達 『幼児の文法能力』『小学生の)読み書き能力』『中学生の漢字習得に関する研究』
『幼児・児童の概念形成と言語』『常用漢字の習得と指導』等
 - 近代語研究 『明治初期の新聞の用語』『牛店雑談安愚楽鍋用語索引』等
 - 国語辞典編集資料 『固定読本用語総覧』等
 - 日本語教育研究 『日本語教育のための基本語彙調査』『日本語教員養成における実習教育に関する調査研究』『日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究』等
 - 外国語との対照研究 『日独仏西基本語彙対照表』『日本語とスペイン語』『日本語とポルトガル語』『日本語と朝鮮語』『日本語とフランス語』『対照研究と日本語教育』等
 - 日本語教育教材・資料等 『日本語教育指導参考書』『日本語教育映画・基礎編』『日本語教育映像教材・中級編、同初級編』『日本語教育ブックレット』等
 - 国語・国語研究・日本語教育に関する情報集成 『国語年鑑』『日本語教育年鑑』『言葉に関する新聞記事見出しデータベース』『国語学研究文献データベース』等
 - 電子化した大量言語資料(コーパス) 『日本語話し言葉コーパス』『太陽コーパス』
 - 研究論文集・査読制論文誌 『ことばの研究』『研究報告集』『日本語科学』『日本語教育論集』等
 - 一般向け普及書等 『新「ことば」シリーズ』『ことばビデオ』シリーズ(豊かな言語生活をめざして)『インターネット向けのサイト運営』『国立国語研究所ホームページ』(URLは前掲)、『日本語情報資料館』『日本語教育ネットワーク』等
 - 催事 公開研究発表会、国際シンポジウム、「ことば」フォーラム
 - 電話質問への対応 一般市民や役所・企業等からの電話による言葉に関する質問に対応
- また、研究所は日本語教育の分野で、昭和五〇年以降、現職の日本語教師やこれを志す者を対象として「夏期研修」「短期研修」「長期研修」「初級研修」「上級研修」「研究プロジェクトコース」等の研修事業を行い、その分野の人材育成に大きく貢献している。さらに、日本語教育・日本語研究の領域での連携大学院教育に平成一三年から参画して、国の内外の教師人材の育成に寄与している。
- 政策研究大学院大学及び国際交流基金日本語国際センターとの連携プログラム(平成一三開始)
 - 一橋大学大学院言語社会研究科及び同大学留学生センターとの連携プログラム(平成一七開始)

六 国語施策への研究所の寄与

前項のような研究事業活動の多様な成果に基づき、研究所はこれまで、国の国語施策・日本語教育施策の審議や立案の節目ごとに寄与してきている。これは、旧「国立国語研究所設置法」では「国語の合理化の確実な基礎を築くため」(目的)、「国語政策の立案上参考となる資料の作成」(事業)また、現行の「独立行政法人国立国語研

究所法」では「国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ること」(目的)、「調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと」(事業)のように掲げられた研究所の任務を実現したものである。

その具体例として、ここでは次の三例を挙げる。

1 のちに「当用漢字改定音訓表」の答申に至る審議が第八期国語審議会で重ねられた過程で、「当用漢字の音訓使用度数に関する資料」「熟字訓に関する資料」が総会資料・漢字部会資料として提出された。これらの資料の冒頭に「この資料は、国立国語研究所報告二二『現代雑誌九十種の用語用字』に基づいて作成した」と明記されている。

2 国語審議会の「常用漢字表」答申(昭和五六)に至る審議過程で、研究所の行った国語の語彙や表記の実態に関する大規模な統計的調査研究成果資料が参照された。「常用漢字表」の「前文」には「(国語審議会)は(漢字の字種・字体等の問題を審議するに当たり、現在の法令・公用文書・新聞・雑誌等に使用されている漢字の実態について、国立国語研究所その他の調査資料をもとに綿密な検討を行うとともに(後略)」と明記されている。

3 外国人を対象とした「日本語能力試験」(現在、日本国際教育支援協会が実施)の級別習得語彙基準の策定に際して、研究所日本語教育センター(当時)の研究成果『日本語教育基本語彙第一次集計資料 六千語』(昭和五三)、『日本語教育基本語彙』(同)、『日本語教育語彙資料(一) 低学年初級五百語』(昭和五四)のほか、雑誌・新聞における語彙統計調査の成果が参照された(『外国人留学生の日本語能力の標準と測定(試案) に関する調査研究について』(文化庁・日本語教育推進施策調査会、昭和五七)の解説文に記述がある)。

こうした審議資料の多くは、国語審議会をはじめとする審議会・研究協議会等に、歴代の所長・研究所評議

員・所員が委員・臨時委員・小委員会主査・専門調査員等として参画することを通じて提供された。

独立行政法人化したのちも、研究所に対してはこうした国語施策の審議・立案等のための資料提供が求められている。例えば、平成一六年「文化審議会国語分科会審議経過報告」(平成一七・二)には、次一七年度以降に「敬語に関する具体的な指針作成」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方」を審議することが提示されているが、その審議に必要となる調査について「専門の研究機関である独立行政法人国立国語研究所の協力が不可欠であろう」と重ねて記されている。

研究所は、右のような形で国語施策や日本語教育施策に寄与するとともに、独立行政法人化してのちは、次のような調査研究や事業も行い、国民の社会生活や言語生活に直接寄与する成果を挙げている。

- 1 政府の主導する「e-japan 戦略事業」の一環である「電子政府」の構築のための「汎用電子情報交換環境整備プログラム」として、戸籍・住民基本台帳等に現れる地名・人名の漢字情報データベースの構築
- 2 同じく「e-japan 戦略事業」の一環として、IT(高度情報通信技術)を活用した日本語教育環境整備
- 3 省庁や地方自治体の白書・広報紙等に現れる外来語(カタカナ言葉)のうち、一般国民に分かりにくい言葉を分かりやすくする工夫(言い換えや注記説明の付与など)の具体的な提案

国語や日本語教育に関係する国の施策に対して、研究事業の成果に基づいて資料を提供し寄与する研究所の活動は、今後とも継続するものであろう。研究所がこうした任務を果たすべき研究機関として期待されていることは、設立の根拠たる「独立行政法人国立国語研究所法」のみならず、例えば近年公布された「文化芸術振興基本法」(平成二三・二公布)が「国語についての理解を深めるため」(第一八条)、及び「日本語教育の充実のため」(第一九条)に必要な施策を講ずることを掲げ、特に前者については、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」

(平成一四・二閣議決定)で「独立行政法人国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究の充実を図る」(第二六項)と記していることから明らかである。

第三節 日本語教育に関する施策の展開

一 はじめに

近年、我が国に在留する外国人は増加の一途をたどっており、平成一五年末現在「法務省・外国人登録者統計」によれば、外国人登録者数は一九二万人を超え、我が国総人口の一・五%であり、様々な背景を持つ外国人に対する日本語教育支援方策の充実を図ることの重要性は増してきている。国内では、平成一五年一二月の時点で、日本語学習者数が一三五・四六、教員数が二八五・五一、機関・施設等数が一七・一七で過去最高(文化庁調べ「平成一五年度国内の日本語教育の概要」となっている。一方、海外における日本語学習者の数も増え続け、国際交流基金の調べによれば平成一五年現在、約二三五万人に達している。

こうした状況下、多様で膨大な学習需要に適切にこたえていくことがますます必要となってきました。その需要に応じたよりきめ細かな日本語教育施策を展開することが期待されている。ここでは、日本語教育施策の展開に関して、昭和二〇年以前、昭和二〇年以降に大きく分けて概観するが、昭和二〇年以降に関しては、更に三つの時期、四つの項目に分類して、施策の動向に焦点を当てることとする。

第一期は、昭和五〇年ごろまで、第二期は昭和五〇年代から出入国管理及び難民認定法(以下、入管法とする)の改正・施行の時期までとして、この時期を政府関係(公的)機関の動向と自治体・国際交流協会などの動向の二つの項目に分けることとする。そして第三期は、平成二年の入管法の改正・施行後の状況変化に焦点を当てる。

さらに、日本語教育施策の展開の中で特に重要と考えられる日本語教員養成に関する施策の展開については別途焦点を当てる。なお、本節の終わりに、平成一五年以降の日本語教育に関連する機関の動きや、施策の充実へ向けた今後の展望についても若干触れておく。

なお、本稿の執筆に際しては、文化庁、文部科学省(旧文部省)、国際交流基金、国立国語研究所、日本語教育学会、国際日本語普及協会などの日本語教育関連の実態調査や報告書をはじめ、主に以下の文献を参考にした。

河原俊昭編著『世界の言語政策―多言語社会と日本』(平成一四、くろしお出版)

木村宗男編『日本語教育の歴史(講座日本語と日本語教育一五)』(平成三、明治書院)

関正昭『日本語教育史』、佐治圭三・真田信治監修『改訂新版 日本語教師養成シリーズ1 文化・社会・

地域』(平成一六、東京法令出版) 所収

関正昭『日本語教育史研究序説』(平成九、スリーエーネットワーク)

関正昭・平高史也編『日本語教育史』(平成九、アルク)

日本経済団体連合会『外国人受け入れ問題に関する提言』(平成一六、(社)日本経済団体連合会)

長谷川恒雄『日本語教育とは何か―その歴史と展望』、『新「ことば」シリーズ3 日本語教育』(平成八、大蔵

省印刷局) 所収

文化庁編『地域日本語学習支援の充実―共に育む地域社会の構築へ向けて』(平成一六、国立印刷局)

二 昭和二〇年以前の日本語教育 ― 一九世紀末〜昭和二〇年

昭和二〇年以前の時期は、時代の需要や影響もあってか、どちらかというど教授者側の日本人に主体性があり、教授法や教材の開発も活発に行われた時代(第二次世界大戦の時期も含む)である。

一九世紀末に本格的な日本語教育が台湾で始まった。それ以前に日本語教師主導の日本語教育が朝鮮半島や日本国内(群馬県前橋)などで行われていたようだが、その教育の規模、組織、教育目的などの観点から見れば、台湾での日本語教育が最初といえよう。台湾での日本語教育の展開における中心人物は伊沢修二(一八五二〜一九一七)が挙げられるが、その後、グアン (Guan) 一八三二〜一八九五)の提唱した、いわゆるグアン式教授法を応用した直接教授法で業績をあげた山口喜一郎(一八七二〜一九五二)も重要な人物の一人である。

明治以降の日本国内の日本語教育に焦点を当てると、来日留学生の歴史とともに展開してきたと言えるほど、留学生との関連が深い。留学生に対する組織的な日本語教育の展開は、嘉納治五郎(当時東京高等師範学校長)が文部大臣西園寺公望から託された清国留学生一三名に対する日本語の教育に端を発している。以降、留学生に対する日本語教育は来日留学生の増加とともに盛んとなり、二〇世紀初頭(明治三八)には、八千〜一万人も留学生が日本で学んでいたと言われている。この状況は、中国大陸の政治的状況と並行して変化しており、明治時代の終わりごろにいったん激減した留学生数は、明治四四年の辛亥革命後、新生中華民国からの留学生がまた徐々に増え始めた。

その後、朝鮮半島、中国大陸、東南アジア諸国での日本語教育が展開されたが、昭和一六年には日本語教育振

興会(昭和一五発足)が改組強化され、日本語教科書の編修・刊行、日本語教員の養成なども組織化されていた。当時の関連機関は、「南方地域向日本語教科書」の編集、「南方派遣日本語教師養成所」における教員養成・派遣、南方特別留學生育成事業などを推進していった。

第二次世界大戦中には、簡約日本語に徹した実用的話し言葉教材「ハナシコトバ 上・中・下」(日本語教育振興会、昭和一六や、音声記号の教科書への導入をした『日本語教科書基礎編』(国際学友会、昭和一五)など、多くの教材が編纂されている。

三 昭和二〇年以降の動向(一) — 国際交流の中の日本語教育へと至るまでの経緯

1 昭和二〇～昭和五〇年ごろまで

日本における戦後の日本語教育については、昭和二〇～三〇年ごろ、宣教師等限られた外国人を対象として大学や民間機関での実践が始まり、昭和二九年に東京外国語大学と大阪外国語大学に一年制の留學生別科が設置され、留學生に対する日本語教育が行われ始めた。昭和三二年には、関西国際学友会館が開設され、昭和三二年には、国費留學生の世話をする機関として「日本国際教育協会」及び留學生民間世話団体として「アジア学生文化協会」が設立された。昭和三四年には通産省(現経済産業省)の関連機関として海外技術者研修協会が設立され、一般研修で日本語教育が開始された。昭和三五年には、国費留學生の受入制度が改変され、三年制の留學生課程が千葉大学(理科系)と東京外国語大学(文科系)に設置された。同年「インドネシア賠償留學生制度」が発足し、五か年計画で、毎年一〇〇人を受け入れ、国際学友会分校で日本語研修を一年間行うこととなり、その後留學生

はそれぞれ大学へ進学することとなった。

昭和三六年、コロンボプランによる派遣専門家として、日本語教師がカンボジア、シンガポール、ビルマ、タイ、インドネシア、インドへ派遣された。同年、文部省調査局内に「日本語教育懇談会」が設置されている。昭和三七年には「外国人のための日本語教育学会」が発足され、学会誌『日本語教育』の創刊号が発刊された。昭和三九年には、文部省に留學生課が設置され、国費留學生招致数は一〇〇名から二〇〇名に倍増した。同年、第一回日本語教育研修会(文部省主催、後に文化庁主催となり、やがて国立国語研究所主催となるもの)が開催され、以降毎年行われるようになった。このころから日本語教育は徐々に広がりを見せ始め、昭和四〇年以降の高度経済成長期以降、その広がりはますます大きくなっていった。昭和四一年には、文部省編『外国人のための漢字辞典』『外国人のための専門用語辞典』が刊行された。昭和四三年には、東京外国語大学特設日本語学科が発足され、同年、文部省編『外国人のための日本語読本(初級・中級)』が刊行された。昭和四五年には、国費学部留學生の入学予備教育機関・東京外国語大学付属日本語学校(二年制)が開設され、それまでの三年制課程は廃止となった。

昭和四六年、文化庁編『外国人のための基本語用例辞典』が発刊された。同年、国際協力事業団による海外移住者子弟に対する日本語教師の派遣が行われた。この時期、日本と海外との文化交流事業の必要性が内外から叫ばれるようになり、昭和四七年には対外経済協力審議会が、文化交流事業の一環としての日本語・日本文化の普及促進に貢献し得る日本語教育機関の早急な設置の必要性等を盛り込んだ「開発協力のための言語教育の改善について」を発表した。同年、約五〇億円の政府出資を受けて国際交流基金が設立され、以来、海外における日本語の普及や日本研究の援助のほか日本文化の紹介等をはじめ、幅広い文化交流事業を推進してきている。またこの年には、文化庁から『日本語教授法の諸問題』が発刊されている。昭和四八年には、「日本語教育推進対策調

査会」が文化庁に設置された。昭和四九年には国際交流基金による「海外日本語教師研修会」が開始され、以後、毎年夏期に、開催されることとなった。同年二月、前年に設置された日本語教育推進対策調査会（文化庁）が日本語教育に関する各種の施策を総合的かつ効率的に推進するために、日本語教育推進のための中核となる日本語教育センターの設置を盛り込んだ「外国人に対する日本語教育の推進の具体策について」という報告書をまとめた。さらに昭和四九年五月、中央教育審議会でも「教育・学術・文化における国際交流について」の答申の中で、日本語教育施策を総合的かつ効果的に推進する機関として日本語教育の中核となる機関の設置が急務である旨の提言が行われた。こうした提言を踏まえつつ、昭和五一年、国立国語研究所に日本語教育センター（現日本語教育部門）が設置され、以来、外国人に対する日本語教育の質的向上及び充実を図るための日本語教育研究及び中核的な役割を担い得る日本語教師や人材の育成を図るための研修など、関連事業を展開してきている。また同年には、国際交流基金による「日本語教育短期巡回指導」が始まっている。なお、文部省（当時）は、昭和五一年から、中国からの帰国子弟・子女に対応した研究協力校指定と教員の加配を開始している。

2 昭和五〇年代の入管法の改正・施行① 政府関係（公的）機関の動向

まず昭和五二年に、日本語教育施策の展開において、これまで様々な役割を果たしてきたと考えられる（社）国際日本語普及協会（AJALT）、日本語教育学会（昭和三七年に「外国人のための日本語教育学会」として発足）が社団法人となるとともに、国立国語研究所（現在は独立行政法人国立国語研究所）で、日本語教育長期専門研修が開始された。

昭和五四年には、政府の業務委託を受け、アジア福祉教育財団内に難民事業本部が発足し、兵庫県姫路市に姫路定着促進センターが開所され、日本語教育が開講された（平成八に閉所）。昭和五五年には、神奈川県大和市に大

和定着促進センターが開所され、日本語教育が開講された（平成一〇に閉所）。昭和五八年には、東京都品川区に国際救援センターが開所され日本語教育が開講された。また、昭和五九年には、埼玉県所沢市に中国帰国孤児定着促進センター（現在は中国帰国者定着促進センター）が設置され、生活日本語の習得支援活動が開始された。この時期、昭和五四年には、文化庁に設けられた日本語教育推進対策調査会が日本語学習者の日本語能力の標準の設定と能力の測定の必要性を盛り込んだ「日本語教育の内容・方法の整備充実に関する調査研究について」を報告書として取りまとめた。この報告を受けて、日本語学習者の日本語能力を測定することを目的とした外国人に対する日本語能力試験が、国内に関しては財団法人日本国際教育協会の主催によって昭和五八年度に開催され、翌年度からは海外でも国際交流基金の主催で開催され、今日に至っている。

海外との交流等に関しては、昭和五五年に、国際交流基金第一次对中国特別事業として、北京語言学院内に日本語研修センターが開設され、五か年計画で日本語教育専門家を派遣し始めた。同年、マレーシアのルックイースト政策によって、マラヤ大学とマレーシア国民大学に赴日留学生予備教育課程が設置され、日本語教師が派遣され始めた。昭和五七年には、幅広い観点から日本語教育に焦点を当てた『日本語教育事典』が日本語教育学会の編集で出版された。翌年に、二一世紀への留学生政策懇談会が「二一世紀への留学生政策に関する提言」を、翌昭和五九年には「二一世紀への留学生政策の展開について」を発表し、西暦二〇〇〇年における留学生の受入数を一〇万人まで拡大することを想定して様々な施策を講ずる必要があることや、その一環として日本語教育体制の整備強化が指摘された。こうして二一世紀初頭における留学生一〇万人受入れ計画が具現化されていった。なお、平成元年には、海外の教員等を日本に招聘して研修する機関として、国際交流基金日本語国際センターが埼玉県（北浦和）に設立された。

3 昭和五〇年代へ入管法改正・施行②―自治体・国際交流協会などの動向

地域における日本語教育の展開に焦点を当てると、インドシナ難民の受入れや中国帰国者への支援をきっかけとして、各地域での国際交流活動の一環としての日本語学習支援の取組が徐々に始まったと考えられる。

この時期から、徐々に地域における日本語教育に対する支援活動が散見されるようになったが、それらの大半は、国際交流活動の一環としてのボランティア活動として始まっている。昭和五六年には、石川県金沢市の市民団体「金沢を世界にひらく市民の会」で、県民講座として日本で初めての「日本語教師養成講座」が実施され、それに伴い、日本の伝統文化や芸術等を含む地域文化を金沢から発信すべく、地域の文化振興活動や国際交流活動の盛り上がりの中で、日本語ボランティアによる支援活動が始まった。

その他、昭和五〇年代には、栃木県宇都宮市、宮城県仙台市等において、市民活動の一環としての日本語教師養成講座が実施されており、徐々に日本語学習支援の充実へ向けた活動も展開されていくこととなった。なお、この時期の講座は、日本語教育をテーマ（課題）として掲げたボランティアグループの協力や推進運動があつて実現した講座がほとんどだったようである。昭和六三年には、徳島大学開放実践センターの開所に際し、第一回日本語教師養成講座が実施されている。この講座は、それまでの日本語ボランティア養成講座とは違った目的で実施されたものと考えられる。具体的には、現在各地域の高等教育機関の周辺で課題となっている大学と地域との連携・協力活動の一環として実施された先駆的の試みとして、位置付けられる。なお、この時期、昭和五八年には日本語研究に関する月刊雑誌として『日本語学』が明治書院から創刊され、日本語及び日本語教育の世界を知るための月刊情報誌として『日本語ジャーナル』（昭和六一発刊、平成一五に休刊）や『月刊日本語』（昭和六三）がアルクから創刊されている。

こうして昭和五五年以降、地域に居住し始めた、インドシナ難民、中国帰国者、日系人、技術研修生、国際結婚の配偶者等の日本語習得支援に関連して、国際交流活動の一環としての支援活動が各地で始まり、日本語教室が創設・運営され始めた。並行して、その教室の企画や運営をしている個人同士や団体間・機関間のネットワーク化が、昭和五〇年代の終わりから平成の時代にかけて新たに進展することとなった。

平成二年には、入管法の改正・施行により、三世までの日系人は就労も可能になり、「近年日本に居住するようになった新来外国人、いわゆるニューカマー」と言われる人々が地域に増加し始めた。

4 平成二年以降―入管法の改正・施行後の状況変化―

入管法の改正・施行以降、外様な言語・文化背景を持った定住者の増加や、国内外の日本語学習需要の増大に対応して、平成三年にはNHKの教育テレビで「スタンダード日本語講座」の放送が開始され、国際交流基金日本語国際センターでは『日本語教育論集 世界の日本語教育』が創刊された。また、教員養成関係者・機関の連携・協力強化へ向けて、大学日本語教員養成課程研究協議会（大養協）が発足した。平成四年には、家族を伴った在住外国人（南米人家族が特に多い）の中の特に子供の日本語習得支援の問題に対応して、文部省（当時）が、外国人児童・生徒向けに『にほんごをまなぼう』を刊行した。平成五年には、日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議（文部省）が三年間の協議の成果をまとめ、報告書『日本語教育推進施策について―日本語の国際化に向けて―』を出した。平成六年には、文化庁が第一回「これからの日本語教育を考えるシンポジウム」を開催し、翌年からは、日本語教育大会に吸収、その後もこの大会は継続している。平成七年には、日本語教育学会から『日本語教育の概観』が発刊され、翌年にはその英訳版も出された。平成九年には、国際交流基金関西国際セ

ンターが設立され、招聘研修に関して、平成元年に設立された日本語国際センターとの役割分担がなされた。なお、平成九年（一〇年）にかけては、国立国語研究所が中心となつて、国際比較調査「日本語観国際センサス」を世界二八か国・地域で実施し、その調査結果は第二期国語審議会の資料としても活用された。

平成六年から平成一三年度にかけては、文化庁委嘱地域日本語教育推進事業が八つの地域（神奈川県川崎市、群馬県太田市、山形県山形市、静岡県浜松市、大阪府大阪市、東京都武蔵野市、福岡県福岡市、沖縄県西原町）で実施された。この推進事業が展開されていた平成一一年に、「今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議」（文化庁）が、国の日本語教育施策の指針となるべく「今後の日本語教育施策の推進について―日本語教育の新たな展開を目指して―」を報告した（文化庁のホームページ <http://www.bunka.go.jp> 参照）。平成一二年には、「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」（文化庁）が、「日本語教育のための教員養成について」を、平成一三年には「日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議」（同）が「日本語教育のための試験の改善について―日本語能力試験・日本語教育能力検定試験を中心として―」を報告した。これら一連の報告は、その後の日本語教員養成機関の教育内容や日本語教育能力検定試験の内容・方法の変更等へとつながっている。また、平一四年に開始された「日本語試験」の中で実施されているアカデミックジャパニーズの試験と日本語能力試験の一・二級の果たす役割の違いの明確化やこれからの時代に対応した日本語能力試験の在り方についても、様々な観点から指摘がなされている。そして、この時期、平成八（一一年）度まで、高度情報化に伴う新しい通信手段を利用した日本語教育の指導内容・方法に関する実証的研究を文化庁で行い、情報通信技術（IT）を活用した日本語教育の指導内容・方法の在り方に関する指針を報告書の形で順次提出した。その結果をまとめるべく、情報通信技術（IT）を活用した日本語教育の在り方に関する調査研究協力者会議が開設・運営され、平成一五年に「情報通信技術と

日本語教育」という報告書がまとまった（文化庁のホームページ参照）。なお、ITに関連して、平成一三年度には、国内外における日本語教育を支援するため、日本語教育に関する各種情報や教材用素材を、インターネットを活用して収集・提供する総合的なネットワークシステム (<http://www.kokken.go.jp/nihongo/>) を文化庁で構築し、平成一三年度から国立国語研究所で運営している。

一方、国語審議会（文化庁）では平成一二年一二月に「国際社会に対応する日本語の在り方」を文部科学大臣に答申した。その後国語審議会は廃止され、平成一三年には文化審議会となり、その中で国語の分科会として改めて発足した。

平成一三年の一二月には「文化芸術振興基本法」が公布・施行され、その一八条で国語の振興が、一九条で日本語教育の振興が法律として初めて定められた。この平成一三年には、全国的な調査としては初めて「地域の日本語教室に通っている在住外国人の日本語に対する意識等について」の調査が行われ、その結果を踏まえながら、地域日本語支援コーディネーター研修事業が始まった。これは文化庁からの委嘱事業として、実際の仲介・実施は、国際日本語普及協会（AJALT）で行っている。平成一五年からは、関連して、日本語ボランティア研修事業も始まった。また、並行して、平成一四年からは、「親子参加型日本語教室」（公式には「学校の余裕教室を活用した親子参加型の日本語教室開設事業」）も開始された。文部科学省においては、平成一五年に、約二年間の調査研究協力者会議での検討を踏まえ、平成一五年に「学校教育におけるJSL (Japanese as a Second Language 第二言語としての日本語)カリキュラムの開発について」の最終報告（小学校編）を取りまとめた。現在は中学校編の開発に取り組んでいる。なお、この平成一五年には留学生受入れ数が一〇万人を突破したが、平成一六年には、出入国管理局の在留資格認定の厳格化により、中国からの留学生が激減しており、受入れ施策の軟化や、需要に応じたより適切な

対応が期待されている。なお、平成一六年には、『地域日本語学習支援の充実―共に育む地域社会の構築へ向け』(地域日本語教育活動の充実方策に関する調査研究協力者会議)が報告書としてまとめられ、国立印刷局から発刊された。

四 日本語教員養成の充実に向けた施策の展開 ―― 昭和五〇年代以降を中心に

日本語教員の養成については、昭和五一年三月、日本語教育推進対策調査会が文化庁長官に提出した「日本語教員に必要な資質・能力とその向上策について」の報告書の中で、日本語教員に期待される資質と能力を規定している。また、その向上を図るために、例えば日本語教員の養成・研修等の制度的、内容的改善を進める一方、将来、日本語教員の資質・能力に関して何らかの基準を設けて検定試験を行うことなども考慮すべきことが指摘されている。

さらに、二一世紀への留学生政策懇談会による「二一世紀への留学生政策に関する提言」(昭和五八)の内容等を受けつつ、昭和六〇年五月、日本語教育施策の推進に関する調査研究会は、二一世紀初頭の国内における日本語学習者数を一四二五〇〇人と予想し、その需要に応じた教育を行うために必要な日本語教員数を二四九〇〇人とする試算を行った。その上で、計画的な日本語教員養成の機関の整備・充実方策を展開することを提言した。この提言においては、国立大学に日本語教員の養成を主目的とする学科等を設けるほか、日本語教員養成の副専攻課程や民間の教員養成機関を含めた各日本語教員養成機関の目的に応じた日本語教員養成のための標準的な教育内容の基準、さらには日本語教員の検定制度の必要性についても言及されている。

ここで提言された日本語教員養成のための教育内容に基づいて、国立大学においては、この昭和五〇年代の後半から昭和六〇年代の時期、日本語教員の養成に関して幾つかの動きがあった。昭和六〇年に、筑波大学日本語・日本文化学類、東京外国語大学外国語学部日本語学科が(特設日本語学科から改組)設置され、大学における日本語教員養成が本格化した。翌年には、広島大学教育学部日本語教育学科が設置され、昭和六二年には、愛知教育大学教育学部に日本語教員養成を目的とした日本語教育コースが設置された。以後、各地の大学で教員養成コースの整備が図られてきている。

昭和六二年四月には、日本語教員検定制度に関する調査研究会が、日本語教育に関する知識・能力が日本語教育の専門家として必要とされる水準に達しているかどうかを測るため、大学の日本語教員養成の副専攻課程レベルの知識・能力に水準を置いた日本語教員検定試験(日本語教育能力検定試験)の実施について、その出題範囲など具体的な提言を行い、昭和六三年一月には、外国人に日本語を教える日本語教員の専門性の確立と日本語教育の水準の向上に資することを目的とした日本語教育能力検定試験(第一回)が実施され、その後毎年実施されている。関連して、平成元年には、海外の日本語教員等が日本語・日本事情などの集中研修を受けられる機関として、国際交流基金日本語国際センターが開所している。

この時期、昭和六三年、中国の上海における就学希望者の授業料等返還問題をはじめとして、日本語教育施設の在り方が社会的な問題として取り上げられたことに伴い、昭和六三年一二月には、文部省の「日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議」が、日本語教育施設における授業時間数、教員数、教員の資格等の要件を定めた「日本語教育施設の運営に関する基準」を策定した。さらに、平成元年五月には、日本語教育関係者によつて日本語教育振興協会が設立され(平成二・二から財団法人)、この「基準」に基づく日本語教育施設の審査・認定事業が始まった。

平成五年六月、国語審議会は「現代の国語をめぐる諸問題について」の報告の中で、国際社会における日本語の在り方について検討するとともに、日本語教育に対する需要の増大と多様化に伴い、指導内容、指導方法の研究開発等の推進を図るべきである旨の提言を行った。

日本語教育能力検定試験が開始されて約一〇年、その間、社会的な変化としては、平成二年に出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正・施行に伴う外国人登録者数の増加や、家族を伴った中長期滞在者の増加などに応じて、これまでになかったいわゆる地域日本語学習支援の充実が必要となってきた。こうした状況の変化に対応するため、平成一〇年度には今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議が開設され、平成一一年の三月には「今後の日本語教育施策の推進について―日本語教育の新たな展開を目指して―」という報告書が出され、地域における日本語教育の推進や日本語教員養成の在り方に関する課題の提示など、様々な提言がなされた。

この報告書の指摘に応じて、平成一一年七月には「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が設立され、日本語教員の資質向上とその養成に関し一層の改善を図ることを目的として議論が行われ、平成一二年三月には「日本語教育のための教員養成について」という報告書が取りまとめられ、日本語教員養成における教育内容の改善や日本語教育能力検定試験の今後の在り方についての言及がなされた。この報告書は前年の「今後の日本語教育施策の推進について―日本語教育の新たな展開を目指して―」という報告書を受けたものであるが、それ以前（昭和六〇年）に出された文部省の日本語教育施策の推進に関する調査研究会報告「日本語教員の養成等について」において提示された「日本語教員養成のための標準的な教育内容」を基本として、社会状況に応じた改善に重点を置いた報告となっている。具体的には、報告書の提言・指針に関連して、日本語学習者の多様な学習

需要に適切に対応した教育内容への改善の必要性や、昭和六〇年の指針は、時代の変化に応じ切れておらず（硬直的なものとして受け止められ）、どちらかと言えば、各日本語教員養成機関の教育課程を編成する上での制約になっている嫌いがあることを指摘している。そして、今回の報告で示された教育課程編成の基本的な在り方としては、画一的な教育内容ではなく、基礎から応用に至る選択可能な教育内容を示すことを基本としている。また、どのような教育課程を編成するかは各養成機関の自主的な判断にゆだね、従来設けられていた標準単位数や主専攻・副専攻の区分は設けないものとしている。そして、各養成機関への期待として、今回示された教育内容を参考にしつつ、養成する（予定の）日本語教員の多様性に応じ、いろいろな組合せの教育課程が編成可能となることや、各大学等の教育目的が一層実現されやすいように工夫できるようになったことへの気付きと認識の深化が期待されている。さらに、こうした気付きと認識の深化及び各大学の創意工夫により、例えば、日本語教育のみならず、関連する他の領域（国語、外国語、言語教育、コミュニケーション教育など）についても履修できるような教育課程編成の在り方が想定可能とされている。

日本語教育能力検定試験については、報告書では、同試験は日本語教員を目指す人の学習到達目標として活用されている実態があるとともに、日本語教育施設に教員として採用されるための条件となっている場合も多く、日本語教育施設の教育水準を高める上で大きな役割を果たしてきていることや、同試験により最低限必要な数の日本語教育専門家を確保することについては達成しつつあることを指摘している。また、現試験では日本語教育に必要な実践的教育能力について十分に測ることができないことや、多様な教育の場で活躍するための知識や能力を担保する試験のレベル設定へ向けての課題等も指摘された。この「日本語教育のための教員養成について」（平成二一・二三、日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）が取りまとめられた。続いて翌年、「日本語教育のための試

験の改善について—日本語能力試験・日本語教育能力検定試験を中心として—(平成二・三・三、日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議)が出され、新たな「日本語教員養成において必要とされる教育内容」が更に確認されるとともに、検定試験への活用が指摘された。同年、新たな教育内容の周知と確認作業の一貫として大学等の養成機関については「大学日本語教員養成課程において必要とされる新たな教育内容と方法に関する調査研究報告書」(平成一・三・三、日本語教員養成課程調査研究委員会)が、日本語学校等の養成機関については「平成一二年度文化庁委嘱事業 日本語教育施設における日本語教員養成について」(平成一五・三、財団法人日本語教育振興協会、日本語教育施設における教員養成の教育課程に関する調査研究委員会)が文化庁の委嘱研究の成果として出された。そして、「平成一三年度文化庁委嘱調査研究 日本語教育能力に関する試験の実施方法・内容に関する調査研究」(平成一四・三、社団法人日本語教育学会)を経て、改訂へ向けての基盤作りや試行テスト等が実施され、平成一五年度の試験から試験内容が新たな教育内容に準じたものとなり実施されている。

五 終わりに — 多文化共生社会の構築に向けて

外国人登録者数の増加や、日本を取り巻く国内外の国際的な人の流動化から想定すると、今後の日本語学習者・学習希望者の数の増加や、学習目的・需要の多様化はますます増大していくことが予測される。また、日系南米人等の地域定住者が長期滞在化したり永住化することや、大学等に留学した者が日本で就職をして長期滞在したり永住したりすること、介護士・看護士、コンピュータ技術者などをはじめとした高度な技術・能力を持つた外国人労働者が増加することが予想されることから、これらの人々が必要とする特殊目的のための日本語や言

語生活の充実へ向けた施策の展開が期待される。

こうした状況下、平成一六年は今後の日本語教育施策の展開を予想する上で重要な年となった。まず総務省が、次年度へ向けた重点施策の中で「多文化共生社会を目指した取組等を推進するなど、人と自然にやさしい地域社会づくりを推進する」と述べ、「多文化共生社会」という言葉を初めて公式に用いた。また、日本経済団体連合会では、社会状況の変化(地域の国際化、労働人口の減少、地球的規模の人の流動化等)に応じた外国人受け入れ施策の一転換(充実)へ向けて、「外国人受け入れ問題に関する提言」を行い、その中で、受け入れ後の対応施策について省庁横断的に考えるための機関として、「多文化共生庁」という新機関の設置を提言した。

多様な言語・文化や、互いの特徴を共に生かしあえる柔軟な社会を構築していくためにも、文化交流の水際であり外国人受け入れの基盤である日本語教育の充実へ向けた政策・施策の展開が、今後ますます期待されよう。